# 1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1	番	太	田	佳	祐	君	2	番	広	瀬	隆	博	君
3	番	乾			豊	君	4	番	若	Щ	隆	史	君
5	番	Щ	田	利	夫	君	6	番	江	上	聖	司	君
7	番	中	村	ひと	ニみ	君	8	番	安	田		功	君
9	番	角	田		寛	君	10	番	後	藤	省	治	君
11	番	富	田	栄	次	君	12	番	栗	田	利	朗	君
13	番	丹	羽	豊	次	君							

欠席議員(なし)

# 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満	也君	副 町 長	永	澤	幸	男	君
総 務 課 長	早 野 博	文 君	企画調整課長	栗	本	純	治	君
税 務 課 長	木 下 誠	司 君	健康福祉課長	片	岡	兼	男	君
住 民 課 長	竹 中 敏	明君	建設課長	Щ	П	哲	司	君
産業課長	髙 橋 伸	行 君	上下水道課長	町	田	正	博	君
会計管理者兼会計課長	中村	桂君	消防主任	中	山	雅	夫	君
教 育 長	和田	満君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	桐	山	浩	治	君
生涯学習課長	衣 斐	修 君						

# 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	藤	塚	康	孝	書	記	渡	部	善	充
書	記	木	村	貴	江						

# 4 議事日程

日程第1 一般質問

# 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### ○議長(丹羽豊次君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 太田佳祐君、 2番 広瀬隆博君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程 に入ります。

### 日程第1 一般質問

# ○議長(丹羽豊次君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 太田佳祐君。

#### 〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番(太田佳祐君) ただいま議長の許可をいただきましたので、これより通告に従い一般質問を開始いたします。

今回は、タウンプロモーションについてのお考えをお伺いしたいと思います。その中で、2 点の質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、タウンプロモーションについて御説明したいと思います。

タウンプロモーションとは、シティプロモーションとも呼ばれ、町の魅力を町内外問わず積極的に発信し、認知度の向上と町のブランディングを図ることを指しています。タウンプロモーションは、地域再生、観光振興、住民協働などさまざまな概念が含まれており、その捉え方は多々ありますが、最終的にはそこに住む地域住民の郷土に対する誇りや愛着の醸成と、外部からの認知度向上及びブランドの構築の2点が主目的であります。

タウンプロモーションの特徴は、組織ごとに分断された受動的な政策とは異なり、組織横断型の能動的な政策だということです。町として打ち出すコンセプトやイメージを普遍的につくり出し、そのイメージをブランドとして高めていくことです。この点が、これまでの部署ごとに行う個別の広報宣伝政策と最も大きく異なります。

タウンプロモーションのような能動的な政策は、みずから積極的に町を売り込んでいき、イメージを高めて経営資源の獲得を目指す活動とも考えることもできます。そのため自治体にはない営業という要素が必要とされるため、町内の民間企業や各種団体、地域住民などと相互に連携して実施していく必要があります。

今後急速に進展すると見込まれる人口減少や高齢人口比率の上昇、また近年の外国人を初め とした観光客の増加を背景として、地方自治体においては消費市場規模の縮小や人材不足など による将来の地域の経済力、活力低下が懸念されています。 また、国は地方自治体に対して、均等に成長を促す結果の平等から、自治体の挑戦を促す機会の平等にシフトしています。積極的に先進的な取り組みを行う自治体に対しては、補助金交付などの助成を行い、挑戦をしない自治体に対しては助成を行わないというスタンスに変わりつつあります。こうして企業誘致や観光客誘致、移住者誘致などをめぐって、自治体間での競争の時代が始まりました。これは、今年度各地で施行されている地方総合戦略を見ると明らかです。

こうした状況に対し、地域の活力を維持・増進し持続的な発展を可能とするためには、企業 や観光客、移住者や各種団体から選ばれる地域になることが必要との認識が高まっています。 産業の振興や生活環境の充実といった取り組みにより、地域の魅力を高めるだけではなく、地 域の魅力を選ぶ側に対して適切に伝える努力が不可欠であると考え、タウンプロモーションに 注力する地方自治体がふえています。

タウンプロモーションの事例としては、お隣大垣市の「子育て日本一宣言」や、各務原市の「かかみがはらclass」、千葉県流山市の「母になるなら流山市」、静岡県浜松市の「出世の街 浜松」、栃木県宇都宮市の「住めば愉快だ宇都宮」などが挙げられ、どれもまちの目指す姿と地域の魅力をみずから定義してイメージをつくり、高めていっている事例です。

垂井町においても、町が有する魅力を内外に広く発信し、町のイメージを高めてブランド化を図るとともに、町の理念の共有を図ることで地域の人々が誇りと自信を持って暮らし、地域外の人の共感をもたらすことによって、地域イメージの向上と地域のブランド化の総合的な推進を図る必要があると考えます。例えば、垂井町はかたいまちというイメージを発信することができます。これは町を代表する武将である竹中半兵衛公が義理がたいことは有名で、南宮大社には鉱物の神様である金山彦命が祭られ、扇状地である町内の土質はかたく締まった地域が多く、企業誘致や子育て世代の誘致に有利で、町の財政は堅実、事業所の多さから就職先としても手がたく、そもそも不破の地が破ることができないというかたい守りの地であることなど、かたいまちとしての要素を十分に持っています。

また、言語学上は、関西弁と標準語の境目であり、関東と関西の境界に位置し、かつて町内に工場が誘致された際に、全国各地から人が移住してくるなど、さまざまな文化がまじり合う多様性のまちと言うことも可能です。このように、まちとして打ち出したいイメージを共通の言語に落とし込んでいくことが、みずからでイメージをつくり、ブランドを高めていくことにつながるのです。

これまで町内では、企業誘致や観光客の来訪を呼び込むため、さまざまな情報発信を進めてきましたが、それぞれが単体の取り組みとなり、全体としてのターゲットや戦略が不明確で、十分な効果発現に至っていないのが現状です。そこで、町自体のブランド力を向上させ、地域活動にもつなげるため一体的・一元的なプロモーションにより、ターゲットと方向性を一致させた訴求力の高い情報発信を行い、認知度の向上を図るとともに、企業や町内外の人々からの求心力を高める必要があります。企業誘致や観光、移住誘致には効果的なプロモーションが欠

かせません。効果的なプロモーションを行うには、訪問者がまちを認知し、訪問するまでのプロセスごとに戦略を立てる必要があります。この誘致誘客の戦略には、「AISAS」というスキームを活用します。

「AISAS」とは、Attention、認知ですね、Interest、これは興味です。Search、検索、Action、行動、Share、共有の略で、もともとは広告の業界で、人が商品を認知してから買うまでの購買行動をプロセスごとに分解した理論です。この理論にもあるとおり、人に行動を起こしてもらうためには、まず初めに認知が必要となります。情報にあふれた社会の中でターゲットから認知を得るためには、戦略的かつ積極的に情報発信を行う必要があります。また、認知されてから興味を持ってもらい、訪問にこぎつけるためにも、的確かつ継続的な情報提供をしていかなければなりません。これら一連のプロセスを個々の政策として実施するのがタウンプロモーションの役割です。

ただいま御紹介してきたタウンプロモーションを推進するためには、大きく2つの方向性があります。1点目は、町民一人一人が町に対して愛着を持ち、町のよさを再認識してもらって垂井町の魅力の発信者として行動してもらうことです。また、愛着や誇りを可視化や言語化することで、外部にも地域の魅力を伝えやすくします。2点目が、先ほども申し上げた効果的なPRです。一次元的かつ戦略的な情報発信を行うことで町外から認知され、町のイメージを高めてブランド化し、さまざまな形で垂井町を訪れる人がふえるような仕掛けを行っていくことです。

1点目の町民が町に対して愛着を持つという点についてですが、既に多くの町民が町や地域に対して愛着を持っているのは疑いようがありません。しかし、愛着というのは個々の人の心の中に存在するがゆえに、その形が明確ではなく地域外の人がその愛着の形をうかがい知ることができないのが現状です。大きな祭りや行事がある地域では、愛着の姿が祭りとなって具現化されていますが、そうでない地域では、地域資源の面で格差が生まれてしまいます。そこで、エリア・アイデンティティーという概念の導入を提案します。

このアイデンティティーのというのは、個性、主体性、また地域の帰属性という意味をあらわしています。エリア・アイデンティティーとは、その地区が持つ愛着や心のよりどころを明らかにする概念です。地区の人々が、地域の強みや特徴をイメージ化、イメージを共有し、同じ認識を持ちます。そして、目指す町の姿やエリアコンセプトを明確にし、その地区のシンボルをつくり上げていきます。そして、地区の中で企業と連携してエリア・アイデンティティーの浸透を図り、地区の人々が誇りと愛着を持てるように仕掛けていき、各地区の価値向上を推進します。

また同時に、ビジュアル・アイデンティティーの確立を行います。町内で7地区それぞれに、地区のロゴマークとイメージカラーを設定。その設定には住民みずからがかかわっていきます。 住民が自分たちの町に愛着と誇りを持つために、エリア内の各所にロゴを導入し、地区の特色 や魅力をあわせて発信することで、地域への愛着の醸成と印象づけを行います。これらは既に、 その地区の住民が持っている、地域に対する愛着や心のよりどころを言葉や色、形にすることで、外部の人にもわかりやすく伝えていくために行います。こうすることで、新規移住者や観光客に対しても地域の魅力をわかりやすく伝えることができます。

2点目は、戦略的な情報発信です。タウンプロモーションは、行政だけでは成立しません。 行政・住民・企業や団体が三位一体となって発信していくことに意味があります。それぞれの 立場から町についての情報を発信していくことが、郷土愛を醸成する最も大切な要素です。先 ほどのエリア・アイデンティティーやビジュアル・アイデンティティーに基づいて、地域や町 が町外に対して売り込んでいくべき情報を選択し、一元的・戦略的にプロデュース。広報や情 報誌、新聞やインターネット、SNSなどの各種メディアを活用して、一斉にプロモーション 活動を展開します。統一した情報を継続して発信していくことで、町内から統一した我が町の 魅力を形成し、町のブランディングを行います。

タウンプロモーションによって得られる地域イメージの向上は、交流人口の増加、定住人口の増加に寄与する一方、交流人口や定住人口の増加が地域イメージの向上にも寄与するため、現状のまち・ひと・しごと創生総合戦略とタウンプロモーションのどちらかを優先させるというものではなく、バランスよく目標を達成していくことで、好循環により一層高い効果が期待できます。しかし、企業誘致や交流人口と定住人口では訴求すべき地域の魅力やアピールすべき対象・内容が異なる部分があるため、地域特性とそれを踏まえた発展に向けた戦略に応じて、いずれかに重点を置いて取り組まれるケースが多くあります。

すばらしいことに垂井町は、各地がそれぞれの魅力を持っています。だからこそ町内にはたくさんの魅力があり、どれもすばらしいんだという意見もあります。しかし、企業や観光客など、選択する側の立場から考えると、選択肢は絞られているほうが選択しやすいという心理学上の法則があります。これを決定回避の法則と言いますが、選択肢が多過ぎると人々は選択をすることを面倒がり、かえって離れていってしまうのです。また、マジカルナンバーという、選択肢の数は幾つが適正であるかを検証した最新の研究では、4つ以内という結論が出ています。つまり、効果的なプロモーションを行うためには、地域特性を踏まえ、実施する政策ごとに重点を置く地域をつくっていかなければならないのです。当然そのために絞るという活動が必要になってきますので、戦略立案が求められるのです。

現在、町内では各地区にまちづくり協議会を設置し、住民主体のまちづくりを推進しています。その流れは歓迎すべきだと考えていますが、まちづくり協議会ができて予算がついただけでまちづくりが進んでいくわけではありません。まちづくりを本当に住民主体で進めていくのであれば、行政の支援が不可欠です。

例えて言うなら、芸能界のアイドルユニットと構造は同じで、舞台に立つための努力をするのはアイドル自身でも、アイドルを導き、成長を促して、より大きな舞台を用意するのはプロデューサーの役割です。すぐれたプロデューサーが指導するアイドルユニットが知名度を上げて売れていくのと同様に、住民主体のまちづくりにもプロデューサーの存在が欠かせません。

各地域からそのような人材が自然発生的に生まれてくることを期待するのではなく、継続的にプロデューサーとなる人材を育成していく仕組みづくりを最初にしておかなければ、早晩まちづくりの担い手の不足に陥ることは目に見えています。まちづくりを地域主体・住民主体とするからこそ、行政にはプロデューサーとしての役割が求められます。各地区の持つ魅力を引き出すコーチングを行い、まちづくりの担い手となる人材を育成し、目標設定の方法を提示する。そして、町として目指す戦略を定めて、地域を決めて重点的な政策を行うことが、今後の行政の役割になってくると考えています。

タウンプロモーションを推進することで、町の一体化の形成と地域への愛着の醸成、各地域 アイデンティティーの見える化が可能となります。このような取り組みを行うことについて、 どのようにお考えであるか、以下の質問に対して御回答をお願いいたします。

大きく1つ目。タウンプロモーションの推進についてです。

1つ、タウンプロモーションの実施について、行政内部での検討状況はどうか。1つ、町内での統一したブランドイメージ形成のために、行政とまちづくり協議会や各地区の住民代表、各種団体の連絡協議会などとの情報交換の場を設けてはどうか。1つ、住民主体のまちづくりの担い手育成について、どのような方針や考えを持っているか。

2つ目です。現状の垂井町のプロモーション状況についてです。

1つ、町外イベント等での垂井ブランド認証品等の物産展等の開催状況と今後の方向性。1つ、垂井町観光協会作成パンフレットの町外での設置状況。1つ、2017年に公開される映画「関ヶ原」に向けて町内ではどのようなプロモーションを検討しているか。

以上、御回答をよろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

**〇町長(中川満也君)** 太田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうから、大きな1つ目のタウンプロモーションの推進について、概略的な部分についての答弁をさせていただけたらというふうに思います。

町を対外的に情報発信してアピールしようという提案、大いに歓迎するものであります。ただ、今回提案の中にあったプロモーションという言葉であったり、ブランディング、あるいはメディア、ビジュアル、アイデンティティー、あるいはコーチングというような非常に難しい言葉がたくさん出てきましたので、理解するのに少し苦労した部分もございました。

提案はもっともなことでございました。こうした理論的な考えをいかに、こういった概念というか、そういう概念をいかに具現化していくことが大事かというふうに思っておりまして、 そういったことに日夜、苦労しておるところでございます。

さて、町をプロモートするということは、プロモート、つまり促進するということでありますので、売り込む、売り出すということになるわけでありますけれども、そのために町のイメージをブランド化したらどうかと。このブランド化するということが、ブランディングという

ことになるのではというふうに思いますけれども、ブランド化、ブランディングというのは、 単に1つの商品を優位性を売るだけではなくて、その周りというか、状況を全て含めて情報発 信するものだというふうに思います。

例えば、グッチとかエルメスのバッグというのがブランドとして、私はすっと浮かぶんでありますけれども、これの持つイメージ、ああ、お金が高いなあ、リッチだなあ、それから、優雅だなあ、そういったイメージというものが、ブランディングされた成果ではないかなというふうに思います。こうしたことを考えてくると、このイメージを垂井町にどう当てはめるかということは、つまり、垂井らしさをどうつくっていくかということになるのではないかというふうに思います。このことはつまり、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、地方創生の中でいう戦略になってくる部分であるかと思います。

垂井町におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定いたしまして、 この垂井らしさの醸成に取り組んでおるところでございまして、議員もおっしゃいましたけれ ども、タウンプロモーションとこの戦略が全く2つ、それぞれ独立するものであって、互いに 補完し合うものだという、まさにそのとおりの考え方であると私も思っております。

垂井町のまち・ひと・しごと総合戦略の中には、基本目標の中には、町の魅力で新たな人の流れを創出、あるいは住民参画による新しいまちづくりの創出、こういったものもうたわれておりまして、まさに今回うたわれておるような、提案されておるようなものが、取り組んでおるところでございます。

今回、人の育成ということにも触れられておるわけでございますけれども、もちろんこれを担っていく人の育成ということは大事なことでありまして、議員のお話にもありました各地区のまちづくり協議会等の動き、それから各団体との動きというのもしっかりとサポートしていく必要がありますが、やはり各まち協におきましては、各地区の課題のあぶり出しによって各地区のそれぞれの7つの校区、地域性をつくり上げていく、地区らしさといいますか、そういったものに今取り組んでおるところでございまして、この活動をやはり全町的なものにしていくには、少し無理がある部分があると思います。ですが、そういった各地区の思いというものを町全体に拡大していくためにどういう手だてがあるかというと、やはりそこに商工会の団体であったり、あるいは観光協会であったり、そしてさらに町が全面的にサポートしたり、バックアップしたりすると。そういった中で、地域のつながりが全町にもつながっていくものであるというふうに思います。

この総合戦略は、今作成を進めております第6次総合計画にもつながっていくものでありまして、地方創生に資するこのまち・ひと・しごと総合戦略の実現に向けて、議員の提案にありましたタウンプロモーションという考え方もしっかり取り入れながら、さらに実現に向けてしっかりと進めていくという思いでございますのでよろしく御理解を賜りたいと思います。また、現在タウンプロモーションといいますか、情報発信について取り組んでいる現実につきましては、大きな2点目につきましては、担当課のほうから補足説明をさせますのでよろしくお願い

いたします。

〇議長(丹羽豊次君) 産業課長 髙橋伸行君。

〔產業課長 髙橋伸行君登壇〕

○産業課長(高橋伸行君) 太田議員からタウンプロモーションの推進についてというお尋ねが ございました。その中で2点目に、現状での垂井町のプロモーションの状況についてというお 尋ねでございます。私どものほうからは、特に観光プロモーションという観点から御答弁をさ せていただきたいと思います。

この観光プロモーションにつきましては、観光協会を初め、さまざまな団体とコラボレーションをして推進しておりますので、あらかじめよろしくお願いいたします。

まず、1点目の町外イベントなどで垂井ブランドの物産展での開催状況と今後の方向性についてということでございますが、垂井ブランドは平成24年度に制度を設けたもので、町内で生産・製造された産品を、安心・安全・高品質な垂井育ちのあかしとして認証しているものでございます。現在11事業者、12品目の認証品がございますが、事業者には認証品の計画的な生産及び製造、適正な保管、流通体制の整備に努めるほか、情報発信を積極的に行い、垂井ブランドの広報宣伝活動及び垂井町に対するイメージの向上に努める責務が課せられております。このため、認証された事業者には町内イベントはもとより、西濃地域、岐阜県内の各市町村、中部圏、関西圏へのイベントに出展し、観光パンフレットの配布をお願いしながら、垂井町を積極的にPRしていただいているところでございます。今年度におきましても、9事業所の方に延べ27回の出展をお願いしているところでございます。

このブランドの認証に当たっては、認証委員会を設置して、目的達成のための審査や検討を 行っていただいております。この委員会の中の意見としては、認証品の数が多過ぎるとか、認 証基準のハードルを高くすべきとか、事業者同士の交流を深め、垂井町に対するイメージを向 上する議論をするべきなどさまざまな意見が出されております。今後の方向性といたしまして は、これらの意見を踏まえて、さらに事業者の売り上げの向上と垂井町の情報発信が進むよう な仕組みづくりを行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、観光協会作成パンフレットの町外での設置状況についてというお尋ねでございます。 観光協会では、観光客に向け多種多様な観光パンフレットを作成し、配布されております。町 外での設置に関しましては、岐阜県東京事務所を通じて日本橋プラザビルや、名古屋事務所を 通じて中日ビルのほか、中山道の各宿場や関ケ原観光案内所、大垣駅、大垣市観光連盟、滋賀 県も含めた周辺の道の駅などに配布をお願いしているところでございます。また、首都圏、関 西圏、中部圏などの旅行会社との商談会にも活用しているところでございます。今月も12月1 日、2日に、垂井町観光協会が首都圏、関西圏、中部圏の旅行会社のエージェント、約10名ほ どを本町にお招きし、本町の観光施設の紹介を行われた際にも、このパンフレットを活用した ところでございます。

一方で、イベントポスターに関しましては、年5回、近隣の各市町の観光協会、報道機関、

道の駅、旅行会社など約180件の施設に対し、イベントごとに発行されております。昨年度、新規に作成された英語版チラシにつきましては、中部国際空港にも設置をお願いしているところでございます。これらは、あくまでも垂井町の観光プロモーションの活動でございますが、議員のお尋ねにもございましたように企業誘致やUターン、Iターンなどの移住者なども含め、いかなる場合をも対象とした本町の目玉となる施策や働く場所などの魅力など、発信する総合プロモーションをあわせて行うとより一層効果が高まると思っております。

次に、2017年に公開される映画「関ヶ原」に向けての町内でのプロモーションの検討でございますけれども、映画「関ヶ原」は、関ケ原合戦を舞台としたもので、主人公は西軍大将の石田三成でございます。関ケ原合戦では、7人の武将が垂井町に陣を敷いているようでございます。西軍では、毛利秀元、吉川広家、長東正家、安国寺恵瓊、長宗我部盛親。東軍では、池田輝政、浅野幸長でございます。また、垂井町ゆかりの武将としては、東軍の黒田長政に協力した竹中重門、西軍の大谷吉継と行動を共にした平塚為広が有名な武将でございます。

このようなことから、観光協会においては関ケ原合戦南宮山武将マップ、これを作成し、表面には先ほど申し上げた武将の陣跡をめぐるモデルコースを記載し、裏面にはそれぞれの武将がどのような行動をしたのか、なぜそのような行動をしたのかといった解説を加えております。これとは別に、各史跡には関ケ原町と統一したデザインの案内誘導看板や、解説看板の設置を順次進めているところでございます。また、先日は観光協会にて、先ほども申し上げたモデルコースを自転車で回るサイクリングイベントを開催したところでございます。

現在、特に映画に向けたプロモーションは行っておりませんが、最近役場や観光案内所に、関ケ原合戦に関する問い合わせが多くなってきております。今後、さらに工夫を凝らして、関ケ原合戦は関ケ原だけでないということを全面に打ち出したPRを広く行ってまいりたいと考えております。このことに関しては、垂井町観光協会との連携はもちろんでございますけれども、関ケ原町を初め、関係市町及び関係市町の観光協会など、さまざまな関係団体とも十分な連携が図れるよう努めてまいりたいと考えております。地域間で連携を図りながらも、地域間競争ということも含めて検討してまいりたいと思います。御理解と御協力を賜りますようお願いします。

〇議長(丹羽豊次君) 2番 広瀬隆博君。

[2番 広瀬隆博君登壇]

**〇2番(広瀬隆博君)** おはようございます。本日は合原小学校6年の皆様、早朝より議会傍聴 ありがとうございます。頑張って行いたいと思います。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、次の3点について質問いたします。

垂井町墓地の管理について。2つ目に、東小学校大規模改修について。3つ目に、安全・安 心の通学路について質問させていただきます。

1つ目、垂井町の墓地の管理についてです。お墓は御先祖様と対話できる大切な場所であり、脈々と続く家族のきずなを確認し合うとうといものとして、今日あるものと私は思います。そ

こで、垂井町が管理する垂井町墓地公園の管理についてお尋ねいたします。

まず、現在の使用状況について、永久使用されている墓地は何区画か。また、無縁墓地は何 区画あるのか。また、最近新たに募集された申込者は何件かお尋ねします。

次に、垂井町墓地公園使用に関する規則の第3条には、墓地の清掃及び修繕は使用者が行い、墓地の美観を保持するよう努めなければならないとありますが、先月初めごろに墓地を見ましたところ、通路や墓地内には草が生え放題のところもありました。最近見に行きましたところ、町が除草されたようで、現在はきれいになっておりましたが、供え花などに使う水くみ管理小屋のやかんや水おけなど、私の見た限りでは、いつの物かともわからないような物が多く見受けられ、使用不能なものについて、一定期間告知した後、処分してはいかがかと思われましたがいかがでしょうか。

3点目は、現在、永代料として1区画(1.65平方メートル)10万円の使用料を払えば、あとは通路など共有地の管理を町で行っていますが、民間では利用者が清掃管理費を負担し、管理しておられます。町としてもこのような方法を検討されてはいかがでしょうか。

2つ目、東小学校大規模改修についてお尋ねします。

東小学校は、昭和58年4月に開校後、ことしで築33年になり、大規模改修が必要な時期と思われますが、この改修について、いつ、どのようになされるのか、この実施計画などについてお尋ねします。あわせてグラウンド整備について、現在のグラウンドはでこぼこがかなり目立ち、ライン用のひもが浮き上がり、子供たちや運動会の大人までが、蹴つまずいたり転んだりします。また、国旗掲揚塔も少し傾き、さらにグラウンド東側には防球ネットがなく、近年の住宅増や町道の交通量の増加などに鑑み、危険性をはらんでおり、グラウンドの暗渠排水を含む整地などの早急な整備をされたいが、この対応についてお伺いします。

大きく3つ目ですが、安全・安心の通学路について。

前回の一般質問でも安全な通学路について質問したところではありますが、先月11月28日付の文部科学省、国土交通省、警察庁の通達、通学路の交通安全確保に向けたさらなる推進についてが出ましたが、その内容を読ませていただきますと、通学路における交通安全の確保については、平成24年度に実施した緊急合同点検以降にも、別添1(平成25年12月6日の3省庁通知)に基づき、継続的に取り組みが行われているところではあるが、平成28年10月28日には、神奈川県横浜市において、登校中の児童の列に車両が突入し、1人が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年11月2日には、千葉県八街市において、同様の事故により4名が重軽傷を負う事故が発生するなどしており、通学路の交通安全の確保に万全を期する必要がある。

ついては、今後も各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して、下記の事項に留意の上、通学路の安全確保に向けた取り組みをさらに推進されたい。なお、平成27年度における通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況等は、別添2及び3のとおりであるのであわせて通知する。

また、文部科学省の通学路の交通安全の確保の徹底について、通知を受けて、町長はこのような通知に応じて、どのような措置を講じていかれるのか、それをお伺いいたしまして私の一般質問を終わります。

〇議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

[住民課長 竹中敏明君登壇]

**○住民課長(竹中敏明君)** 広瀬議員の3つの御質問がございました。

1つ目の垂井町墓地の管理について、3点の御質問につきましては、所管でございます住民 課からお答えをさせていただきます。

斎場の東にあります垂井町墓地公園は、現在総数344の区画があり、垂井町が管理をしております。

1点目の、現在の使用状況についてでございますが、344区画のうち、341区画に使用の許可を与えております。また、使用者の状況については、定期的に調査を実施し、使用者が死亡された場合は、相続人に墓地使用承継届を、また使用者が住所等を変更された場合は、住所氏名変更届の提出をしていただくように指導を行っております。現在、この手続をされていない区画が2区画あり、調査を行っているところですが、いわゆる無縁墓地はない状態でございます。また、この墓地公園につきましては、ある程度の数の空きが生じましたら新たな使用者の募集を行っており、本年10月には9区画について募集を行いましたところ、7名の方から応募があり、抽せん等で6名の方に使用の許可を与えております。

次に、2点目の墓地の清掃及び美観についてでございますが、区画内は使用者の責任において管理をしていただき、通路等の共用部分は町において管理をしております。通路や斜面、のり面でございますが、これらの草刈りについてはシルバー人材センターに委託し、年3回の実施をしております。また、水くみ場の管理につきましては、定期的に清掃はしておりますが、議員御指摘の使用不能な物品等が散見するのも事実でございますので、今後は定期的に告知をするなどして撤去をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の清掃管理費についてでございますが、町が管理します墓地公園は、許可を与えた際に1区画当たり10万円の使用料を徴収し、永久に使用させることとし、以後、管理費等は徴収しておりません。各地域での地元で管理をされております墓地では、多くが管理組合等を組織され、毎年管理費を徴収されておられることは存じておりますが、町が管理する墓地公園で管理費を徴収しようとした場合、1回の使用料の負担のみで許可を与えてきた経緯もございます。使用者の理解も必要となり、現状では難しいものと考えております。しかしながら、将来的には墓地公園の管理に要する費用と受益者負担のバランス等を考慮しながら、検討していかなければならない課題であると考えておりますのでよろしく御理解賜りますようにお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長(桐山浩治君) 広瀬議員の第2点目の東小学校大規模改修についてと、第3点目の安全・安心の通学路につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、大規模改造工事につきましては、経年により通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置を講ずることにより教育環境の改善を図ろうとするものでございます。建築後20年以上経過したものについて、建物全体を改造する工事で、工事費が7,000万円以上の工事が国庫補助の対象となります。補助率は3分の1でございます。実施に当たっては、外部及び内部の両方を同時に改造することが原則であります。外部の改造では、少なくとも屋根または外壁のいずれかを対象とすること。また、内部の改造では、少なくとも内壁プラス天井または床のいずれかを対象とすることとなっております。施工割合につきましては、外部または内部のいずれかが70%以上で、もう一方が50%以上となっております。

御質問の東小学校につきましては、建物の規模等から見て大規模改造する場合、概算で約2億5,000万円くらいの工事費が見込まれます。耐震基準を満たしており、さらに町の財政が非常に厳しい現状から、直ちに工事を実施するのは難しいかと考えられます。また、学校の教育環境の改善にかかわっては、体育館の非構造部材耐震工事や空調整備工事を実施していかなければならないことから、大規模改造工事につきましてはこれらの完了を待って検討していかなければならないと考えております。

次に、グラウンドの整備についてお答えをさせていただきます。町内各小学校においては、グラウンドの表土が風等で飛ばされ、グラウンドに設置してありますライン用のひもの部分が盛り上がった状態となっているところがございます。東小学校も同様でありまして、学校において補修が必要とされる場合は、グラウンドに入れる土を毎年購入して、補修できるように努めております。議員の御質問にもある暗渠排水までの整備は難しいかと考えられますが、表土を入れるなど、余り経費のかからない方法で何とか整備できたらと考えております。

防球ネットにつきましては、現在1メートルほどのフェンスが設置してありますが、これを 撤去してもう少し高いフェンスにかさ上げするかどうかにつきましては、今後検討していきた いと考えておりますのでよろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、第3点目の安全・安心の通学路についてでございますが、平成24年5月30日付の通学路の交通安全の確保の徹底についてを受けまして、垂井町では通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議をしてまいりました。また、平成26年には、通学路の交通安全確保に向けた取り組みを行うための垂井町通学路交通安全プログラムを策定し、町のホームページにも掲載しているところでございます。

現在もこのプログラムに基づき、国土交通省岐阜国道事務所、岐阜県大垣土木事務所、垂井警察署、まちづくり協議会、交通安全協会、NPO法人こども見守り隊、PTA連合会、校長会、学校教育課、企画調整課、建設課の代表をメンバーとする通学路安全推進会議を年2回開催し、合同点検を実施する中で、対策の検討・実施、対策の効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして、繰り返し実施するPDCAサイクルで継続的な安

全性向上を図っているところでございます。また、学校のみならず、町内の子供会においても、 危険予知トレーニングを実施し、通学路を含む生活道路にはどのような危険が潜んでいるのか、 どのように対応すればよいかを話し合う研修も実施しているところでございます。

今後も通学路の安全確保に向けて、ハード面の改善と安全指導などのソフト面の充実を図ってまいりますのでよろしく御理解を賜りたいと存じます。

〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

**〇建設課長(山口哲司君)** 広瀬議員の3点目の質問の中で、建設課所管でございます安全・安 心の通学路について答弁をさせていただきます。

建設課では、道路管理者といたしまして、交通事故のない交通安全に配慮した道路管理を日夜心がけておるところでございます。特に小・中学生の通学路には細心の注意を払い、通学路安全プログラムに注視し、住宅環境の変化などにも柔軟に対応できるよう道路パトロールを実施しているところでございます。常にドライバー目線にとらわれない、児童の目線に立った安心・安全な道路管理に心がけております。

平成27年度におきましては、各小学校より要対策箇所といたしまして70カ所を点検をさせていただきました。そこで58カ所におきましては、減速マークの設置や、通学路にカラー舗装をするなどの対策を講じたところでございます。平成28年度におきましては、現在危険箇所の洗い出しを各学校において調査しているところでございます。来年年明けにも、1月には関係機関メンバーにおいて合同点検を実施する予定でございます。その後、確認・検討・対策を再び通学路安全推進会議において議論をいたします。

なお、例年合同点検につきましては夏場に実施しておりましたが、今年度につきましては、 夕暮れが早く訪れる冬期に合同点検を実施することで、例年とは異なる視点で、今まで発見で きなかった対策箇所も把握できるよう努めてまいりたいと考えております。交通安全推進会議 を有効な手段といたしまして、今後も児童生徒が安全に通学できるよう、道路環境整備に向け た取り組みを実施しているところでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたし ます。私のほうからの答弁とさせていただきます。

〇議長(丹羽豊次君) 2番 広瀬隆博君。

[2番 広瀬隆博君登壇]

○2番(広瀬隆博君) 再質問させていただきます。

まず最初に、垂井町墓地公園の数についてですが、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、344区画あって、今341あって、2区画ということで、1つ足りんような感じがするんですけれども、それとこの前募集された中で、9区画募集されたということは、その辺のところがちょっと数字的におかしいんですけれども、ひとつ教えていただきたいと思います。

次に、大規模改修は2億5,000万円かかるということで、財政上もう少し待ってくれという ことでございますが、東地区は現在住宅建設ラッシュで、東小学校の生徒数も増加する可能性 が将来あると思われます。また、自治会の会員もかなりふえてきまして、小学校を利用した行事にも少なからず影響が出てくると思われます。大規模改修は、耐震ができているということで後回しということですが、最低でも、先ほど言われましたが、グラウンドに土を入れて補修すると言われましたが、それもそれだけではなかなかすぐにまた雨などで流れてしまったり、風で飛んでしまったりするわけでございます。せめてローラーをかけて、安全なグラウンドづくり、東小学校だけではないと思います。ほかの小学校もそのような対策、お金のかからないほうで結構でございますが、よく考えてやっていただきたいと思います。

また、あわせて東小学校のネットの設置も、町民のほうから要望が出ております。町長の御 見解をお願いいたします。

次にもう1つですが、安全・安心の通学路についてですが、垂井町のホームページに載っているということで、ホームページを見せていただいたわけなんですけれども、垂井町交通安全プログラムの表記中で、PDCAサイクルですか、先ほども言われましたが、それを対策一覧表に掲載されているのを見ますと、PのPlan、合同点検の実施と対策をどのようにしようかというところまでは載っているようですが、あとDoの対策とCのCheckですね、それとAction、それがホームページで見た限りではわからないように感じておりますが、その辺のところ、ホームページの更新をできればお願いしたいと思います。

それともう1つ、ホームページを見ますと、今先ほど教育委員会と建設課のお二方が御答弁いただきましたが、通学路の安全推進会議の関係機関、先ほど述べられました10団体あったんですけれども、その団体で組織されているということでございます。その中での問い合わせ先が建設課になっております。他の市町村は教育委員会が主管のようになっております。子供の通学路のことですから、ぜひ教育委員会に問い合わせたほうがいいのではないかと思います。その辺のところの見解をお願いします。

もう1つ、前回の一般質問で同僚議員のほうから、自治会要望の対応についてのまとめられた表をいただきました。2番目に多かったのが道路改良、そして歩道の整備とか。3番目にカーブミラー、4番目に信号機、5番目に街路灯などで、合計228件で全体464件のうち、実に半分50%になっておりました。自治会要望とのかかわりが、今の通学路についても大きいのではないかと思われます。垂井町の連合自治会のほうがまとめて出されておるわけでございますが、この組織の中に自治会も入れられたほうが手っ取り早いのではないかと思われますが、町長の見解をお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

[住民課長 竹中敏明君登壇]

**〇住民課長(竹中敏明君)** 広瀬議員の再質問、垂井町墓地公園、使用されている数の確認についてお答えをさせていただきます。

現在の使用状況でございますが、344区画のうち、341区画に使用許可を与えております。3 区画の空きがございます。本年10月に9区画について空きがございまして募集をしたところ、 6名の方に使用の許可を与えております。3区画の空きで現在に至っておるといった状況でございますので。この2区画につきましては、手続ですね、相続人とか。

#### [発言する者あり]

御無礼しました。相続人の墓地使用承継届とか住所氏名変更届、この手続をされていない方に、調査されている方が2名、2区画についてございますので、よろしく御理解をお願いします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(丹羽豊次君) 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長(桐山浩治君) 広瀬議員の再質問にお答えをいたします。

東小学校の大規模改造工事につきましては、先ほど体育館の非構造部材の耐震工事並びに空調設備の工事を待ってということでお答えをいたしました。東小学校は、住宅の増加により児童数の増加も考えられますが、今のところまず横ばいできておるといったこともございます。この状況を見ながら、また財政当局とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

グラウンドの整備につきましては、先ほど土を入れるなどの御答弁を申し上げましたが、それに当たってはやはりローラーをかけるなり、転圧しながら固定するような形で整備していけたらなと考えております。あと、防球ネットにつきましては、予算の範囲内でまた検討してまいりたいということでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、通学路の安全・安心に関しての再質問でございますが、町のホームページ、対策一覧ということで掲載をしております。その中にはPDCA、最後のAの部分、アクションですね、検証ということで、先ほど交通安全推進会議でその検証を行い、その結果をこのホームページにまた載せていくと。載っているかと思うんですが、はい、それをきちっと更新していくということでよろしくお願いしたいと思います。

あと、この合同点検等につきましては、私どもと建設課主管と合同で事務局ということでやっております。ホームページ作成に当たっては、ハードの部分で載せる部分があり、建設課のほうで作成し、ホームページに掲載しているところでございます。そういったことで、問い合わせが建設課となっておるということでございますが、決して教育委員会に問い合わせいただいても、これは一緒に合同でやっておるということで御理解を賜りたいと思います。

あと、自治会要望でいろいろ、ハード面の要望があるといったことで、それが通学路に関しての要望ともとれるということで、自治会の代表を入れてはということでございます。今、まちづくり協議会のほうの代表の方にこの会議に入っていただいておりますが、またその点につきましては、今後検討しながら進めてまいりたいと存じますのでよろしく御理解を賜りたいと存じます。

O議長(丹羽豊次君) 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

〇11番(富田栄次君) 通告に従いまして、大きく3点お尋ねをいたします。

第1点目、表佐に谷崎潤一郎の爛柯亭細雪文学碑建設を。第2点目、高校生世代まで医療費を無料にしては。第3点目、新庁舎建設について。それでは以下、お尋ねをいたします。

第1点目、表佐に谷崎潤一郎の爛柯亭細雪文学碑建設をと題してあります。昭和の文豪、谷崎潤一郎は、表佐の地に逗留し、細雪の構想を練っていたと言われています。細雪は、谷崎潤一郎の代表的長編小説で、1936年秋から1941年春までの大阪・船場の豪商・蒔岡家を舞台に、4姉妹の日常生活をつづった作品であります。一家は、音楽会・舞の会・芝居・料理屋・春の花見・夏の蛍狩り・秋の月見と、明るく華やかな生活を享楽します。ちなみに、この作品の次女は、谷崎の妻・松子がモデルになっていると言われています。松子夫人は、後に細雪回顧の中で、作品に登場する蛍狩りの場面は、西から上って大垣の1つ手前の垂井という駅で下車、車で10分くらいの表佐と呼ばれる村が舞台であると書き記しています。

中村光伸さんの資料によると、谷崎潤一郎が逗留した表佐飯沼家。飯沼家は、土岐頼芸、織田信長、豊臣秀吉、織田秀信に仕えた一族で、徹長吉が表佐に移り住んでから、薬種商、徹長弘が産婦人科の漢方薬、蘇人湯を考案し、大きな財を築いた。エーザイ薬品の薬の歴史の中にも、この表佐の蘇人湯の記載が載っております。それから後の代・玄陸以降、徹因庵を号することとなります。

昭和初期、当主・武一郎氏は、敷地内に離れ座敷となる爛柯亭を建築し、谷崎の妻、松子夫人が飯沼家と親戚筋に当たることから、谷崎は昭和2年、3年、5年の少なくとも3度は表佐の爛柯亭に逗留し、細雪の構想を練っていたと言われています。当時、飯沼家と爛柯亭は、現在の多賀内科医院周辺一帯にあったと言われています。しかしながら、現在飯沼家は表佐になく、爛柯亭も昭和43年、取り壊される寸前に、宮司・若宮家によって救われ、郡上白鳥へ移築されました。細雪における表佐と飯沼家、菅野家、小説の中には菅野家と出ますが、爛柯亭の表記は文庫本で約30ページにわたり記載されており、細雪の中で飯沼家は実名をはばかってか、菅野と表記されております。

その箇所を抜粋して読み上げます。少し早口で読ませていただきます。

彼女は大垣の町から自動車で二、三十分も田舎道を行ったこと、本当に寂しい村落の県道ら しい往環の道端から折れて、奥深い生け垣の道を行った突き当たりに門構えのその家があった こと、これは表佐の爛柯亭あたりです。近所にはほんの五、六軒のわびしい百姓家があるだけ であったが、関ケ原の役以来という菅野家、これは飯沼家のことだと思うんですが、菅野家は 宏荘な一部をなしていた。

中略。たしか、離れ座敷が新築されたので、披露の意味も兼ねて招かれたのであった。故老人が時々昼寝をしたり、碁を囲んだり、逗留客を泊めたりするのに建てたのだと言って、爛柯亭と名づけていたその一棟は、8畳に6畳の次の間があって、母屋は多少数寄屋風をとり入れた、しゃれたつくりになっていたけれども、決して悪くきゃしゃにはならず、やはりどこかに田舎の郷土の家らしい大まかな味のあるものが何となく好ましい感じがしたが、今度もまたその爛柯亭へ通されてみると、あれから十数年の時代の光沢を帯びたせいか、あの時よりも一層

落ちつきのある静かな部屋になっていたと記載してあります。

次に、その細雪の中の蛍狩りの描写がありますが、それも少し読み上げてみます。

それでも家を出た時分には、人顔がぼんやり見分けられる程度であったが、蛍が出るという小川のほとりへ行き着いたころから急激に夜が落ちてきて、小川といっても畑の中にある溝の少し大きいくらいな平凡な川が一筋流れ、両岸には一面にススキのような草が長く生い茂っているのが、水が見えないくらい川面に覆いかぶさっていて、最初は一丁ほど先に土橋のあるのだけがわかっていたが、ずうっと川の緑の草むらの中へ入り込んでみると、ちょうどあたりがわずかに残る明るさから刻々と墨一色の暗さに移る微妙なときに、両岸の草むらから蛍がすいすいとススキと同じような低い弧を描きつつ真ん中の川に向かって飛ぶのが見えた。見渡す限り一筋の川の縁に沿うて、どこまでもどこまでも果てしなく両岸から飛び交わすのが見えた。

それが今まで見えなかったのは、草が丈高く伸びていたのと、その間から飛び立つ蛍が上のほうへ舞い上がらずに、水を慕って低く揺曳するせいであった。が、その真の闇になる寸刻前、落ちくぼんだ川面から濃い暗黒がはい上がって来つつありながら、まだもやもやと近くの草の揺れ動く気配が視覚に感じられるときに、遠く、遠く、川の続く限り、幾筋とない線を引いて両側から入り乱れつつ点滅していた、幽鬼めいた蛍の火は、今も夢の中にまで尾を引いているように見え、目をつぶってもありありと見えるとあります。現在、この蛍狩りのモデルになった小川は、表佐地区内の湯壺川か山田川か業平川か、そのいずれかではないかと言われております。

谷崎潤一郎、細雪文学碑について、以下、日本各地に建てられた文学碑を紹介いたします。 細雪は、芦屋を舞台に大阪の4人姉妹を描いた作品で、谷崎潤一郎が芦屋の地で、松子夫人 の姉妹とともに過ごした日々が、細雪を生んだと言われています。調べたんですが、芦屋市に 細雪の文学碑があります。

次に、河口湖畔の細雪文学碑。昭和17年秋に河口湖畔旧勝山村に滞在し、名作、細雪を執筆 したと。小説には、富士河口湖勝山の富士ビューホテルが登場します。河口湖畔に細雪の文学 碑があります。

もう1つ、倚松庵細雪文学碑。倚松庵は、谷崎潤一郎ゆかりの家で、昭和11年秋、当時50歳から18年までの7年間居住し、名作、細雪は昭和17年にこの家で執筆を始めたものです。谷崎潤一郎が松子夫人やその妹たちと暮らした旧邸であり、同氏の代表作、細雪の舞台としても知られています。倚松庵は、神戸市東灘区に建つ歴史的建造物。その倚松庵のところに、これを細雪の家とも呼ばれておるということですが、この夫人の名前、松子に起因して倚松庵という名前がつけられております。そこに文学碑がございます。

文学碑とは、和歌・俳句・小説の一節など、文学作品に関する語や文章を刻みつけた碑である。その地にゆかりのある文学者や文学作品を顕彰するため建てるもの。文学碑に歩を運び、足を運びということです。その碑文を読み、周囲の風景に目を移していただくと、すぐれた文学者の面影や作品の世界が浮かび上がってきます。現在、飯沼家は表佐になく、谷崎潤一郎が

逗留した爛柯亭も郡上白鳥へ移築されてしまった現在、せめても表佐に、前の3つの文学碑と 並び4つ目の文学碑を建てて、多くの方に文学碑めぐりを楽しんでいただくとともに、きっと、 その方たちには近くの史跡等についても足を伸ばしていただけることとなると思います。

そこでお尋ねいたします。表佐に谷崎潤一郎の欄柯亭細雪文学碑の建設をと質問いたします。 大きく2つ目、第2点目、高校生世代まで医療費を無料にしては。

高校生までを医療費無料化の対象にすることは、子育て支援としてとても有効であるだけでなく、経済的格差が広がる中で子供の命と健康を守る方策としても、とても重要な福祉医療制度であると思われます。医療費が心配で、入院や通院ができないということはあってはならないこと。岐阜県では9つの自治体で、福祉医療の助成対象を高校生まで、中学生以上18歳の年度末までに広げて医療費を無料にしています。近くでは神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町。そこでお尋ねいたします。高校生世代まで医療費を無料にしてはと。

大きく第3点目、新庁舎建設についてお尋ねいたします。

10月27日役場庁舎において全員協議会が開かれ、その場で我々議会と町行政、役場職員に対して垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務について、委託契約を締結した株式会社梓設計中部支社から説明会が開催されました。説明会の後、質疑応答があり、いろいろ質問が出ましたが、その中で以下、お尋ねいたします。

新庁舎は、階高、1階から2階、3階まではありませんが、階高が現、この庁舎よりも1メーターから1メーター50以上高くなります。住民にとって、階段を上ったりおりたりするのが大変となります。しかし、エスカレーターは当然なくなると思うんですが、エレベーターで常時利用するとなると省エネの観点からも好ましいかどうかということもあります。その点についてお尋ねをいたします。

2つ目、西側道路から正面玄関への車の出入りは、交通渋滞が予想されますが、その対策について再確認いたします。

3つ目、将来、南側国道は拡幅により中央分離帯設置が予想されます。歩道もありません。 新庁舎周辺に交通量が集中することになりますが、交通体系についてお尋ねいたします。

4つ目、新庁舎は建築後30年の建物でありますが、今後の耐用年数はどれだけか、この場で お尋ねいたします。

5つ目、新庁舎は南面から光が入ってこないがと。その対策をお尋ねいたします。

6つ目、新庁舎の光熱費は、現庁舎と比較してどれほどか。

以上6点、お尋ねをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 生涯学習課長 衣斐修君。

[生涯学習課長 衣斐修君登壇]

**〇生涯学習課長(衣斐 修君)** 私のほうからは、富田議員の1番目の質問、爛柯亭細雪文学碑 の建設をについて答弁をさせていただきます。

表佐は、千句の里を初め、文学とのかかわり合いが極めて深い地区です。特に、議員が説明

されましたように、文豪、谷崎潤一郎の細雪の蛍狩りの場面は、表佐を舞台に書かれているとされております。これに関して、表佐地区では現在でもハリョ保存会などが中心となって蛍の育成活動に励まれ、6月には蛍祭りを開いて、地元の子供たちにも蛍を通じて文学の里として、表佐の地に対する認識を広められていることと思います。なお、谷崎潤一郎は、この蛍狩りの場面が掲載されました細雪、下巻刊行の2年後に第8回文化勲章を授与され、日本の近代文学を代表する作家の一人としてその地位を確立してまいりました。

さて、細雪に登場する爛柯亭についてですが、現在、爛柯亭は先ほど申されましたように、郡上市白鳥町の若宮修古館内に移築・保存をされております。また作品中、菅野とされている飯沼家並びにその周辺も大きくさま変わりし、まことに残念ではございますが、一般に訪れる方々には爛柯亭がどこにあったか、それを現在は推測することも難しいといった状況になっております。こうしたことを踏まえまして、町といたしましては平成8年にタルイピアセンターでも行った文学と垂井展で、細雪と表佐の関係について紹介をしていますが、今後も展示や講座等を通しまして、細雪ゆかりの地である垂井につきまして周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

議員から御提案をいただきました爛柯亭細雪文学碑につきましては、垂井の歴史を後世に伝えるため、また、町外の方々にも垂井における文学史を知っていただくためには有効なことであると考えられますが、やはり文化財とすべき施設がないことから難しいと捉えております。細雪の文学碑につきましては、有志の方々により建立されております千句の里の碑のように、有志の方々により建立に向けての活動を行っていただければと思います。なお、町といたしましては、今後地域の皆様の要望や御協力をいただけるのであれば、爛柯亭周辺のしかるべきところに、細雪や爛柯亭の案内表示を設置するような形で検討してまいりたいと思います。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

**〇議長(丹羽豊次君)** 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

**〇健康福祉課長(片岡兼男君)** 私のほうからは、富田議員の大きく2つ目の御質問、高校生世代まで医療費を無料にしてはについてお答えをさせていただきます。

初めに、福祉医療制度について本町では昭和48年に乳幼児医療費の助成制度が始まり、これまで対象年齢を段階的に引き上げ、現在では義務教育終了である15歳までを対象とした乳幼児医療費の助成を行っております。議員御提案の福祉医療費の助成対象者を高校生まで引き上げることについては、現在本町においても検討をしているところでございます。概算ではありますが、町単独で年間1,800万円ほどの財政負担が伴うものと試算しております。

医療費無料化のメリットといたしましては、医療費の心配がないため軽症のうちに医療機関を受診することで重症化を防ぐことができることや、議員御指摘のとおり、子供の貧困化問題が深刻になる中、ちゅうちょなく医療機関にかかることができることなどが上げられますが、一方で一般的に医療費無料化を行うと1人当たりの医療費が増加する傾向にあることや、過剰

受診などモラルハザードを生じ得るなどの問題も懸念されるところでございます。

医療制度におきましては、無償化を行うと基本的には後戻りができないため、慎重な判断が必要とされることから、今後も高校生世代までの無償化の実施については、メリット・デメリットや財政負担などを踏まえて、引き続き検討をしてまいりたいと考えているところでございます。以上、富田議員の御質問、高校生世代まで医療費を無料にしてはのお答えとさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) 富田議員の3点目の新庁舎建設につきまして、総務課のほうから御回答申し上げたいと思います。

6点ほど御質問をされておりますが、まず御質問の第1点目でございます。

新庁舎の階高が現庁舎より1メートル以上高くなることで、省エネの観点からも好ましくないのではないかといった御質問でございます。新庁舎の階高につきましては、現在のところ4メートル程度を想定いたしておりまして、現庁舎と比べまして約50センチ程度高くなる予定で検討を進めております。一方、新庁舎の基本構想の中では、全ての人に優しい庁舎、そしてまた誰もが安心して便利に利用できる庁舎づくりを目指すというように整理をしております。また加えまして、導入いたします機能といたしましても、窓口対応が必要な部署につきましては、基本的に同じフロアに配置をいたし、上下移動がない中で窓口全体が見通せ、誰もがわかりやすい窓口の配置形態を検討するというようになっております。以上の方針に基づきまして、新庁舎では窓口関係の部署につきましては基本的に1階に配置いたしまして、ワンフロアサービスにより、ストレスを感じることなく利用できる配置計画を検討してまいりたいというように考えております。

御指摘の階段につきましては、勾配を緩勾配、つまり緩やかな勾配にいたすなど、新庁舎は全ての面におきましてユニバーサルデザインに取り組みをいたし、来庁されます住民の皆様が安全で便利に利用できる優しい庁舎づくりを目指してまいりたいというように考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の西側道路から正面玄関への車の出入りについてのお尋ねでございます。その対策についてのお尋ねでございますが、基本構想の中では庁舎整備の留意事項の中に、敷地出入り口の交通を円滑にするための道路整備を検討するとしております。そしてまた、検討課題の中では、新庁舎の駐車場への交通アクセスの利便性・安全性を確保するために、敷地出入り口と交差点の処理方法の検討も必要であるというように整理をしております。これを受けまして、本年度の予算では庁舎建設用地測量・調査業務の中で、新庁舎周辺の午前7時から19時の時間帯の交通量調査を実施いたしまして、庁舎移転に伴う交通への影響を推計いたし、交差点交通処理対策について検討いたしてまいりました。

その検討方針につきましては、1つには、交通量調査を実施して現況の交通量を把握するこ

と、2つ目には、庁舎移転に伴う職員、あるいは来庁者によります交通量の増加を推定すること、3つには、増加が予想されます交通量が現状の交通量に与える影響を把握いたし、その対策を検討すること、最後の4つには、今回の調査は、現状の渋滞を解消する交差点改良を検討するものではないとしてこの調査を実施したところでございます。以上、4点の方針に基づきまして検討を加えてまいりました。

調査結果につきましては、庁舎移転に伴って交通量は確かに増加はいたしますけれども、宮 代交差点及び西側T字路交差点におけるピーク時間につきましては、現状と変わらず移転後で も、あくまでも7時台であったこと、そしてまた7時台につきましては、役場庁舎開庁前の時 間帯でございまして、庁舎移転の影響は受けていない。最後になりますけれども、交差点計画 につきましては、ピーク時間交通量を対象に計画するものであるため、移転を原因とした交差 点計画、いわゆる交通処理計画でございますが、交差点計画は特に必要がない。以上の結果と 相成ったところでございます。あわせまして、この調査におけます平面の設計では、宮代交差 点の南進流入、北から南に流入の必要滞留長を現状よりも長くいたし、延長にいたしまして約 45メートルほど白線等々を引くことによりまして、右折車両が滞留できるような構造とする提 案も同時になされたところでございます。

以上のように、この調査結果では、庁舎移転に伴います周辺交通への影響は発生しないとの 結論となったわけでございますが、議員御指摘の西側道路から正面玄関への車の出入りにつき ましては、安全対策も含めてしっかりと検討していく必要があるものというように考えており ますので御理解を賜りたいと思います。

続きまして、3点目の将来南側国道は拡幅により交通量が集中するんではないかといった交通体系についてのお尋ねでございます。国道の中央分離帯設置によりまして、交通量がどの程度増加し、新庁舎周辺にどのような影響を与えるかにつきましては、現在のところ予測はできませんが、先ほど来申し上げておりますとおり、敷地出入り口の道路整備につきましては、周辺交通も含めまして、関係所管と連携を図りながら、庁舎移転後であっても継続して検討していく必要があるものというように認識をいたしておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして4点目でございますが、建築後30年の建物であるが、耐用年数は大丈夫かといったようなお尋ねでございます。通常、鉄筋コンクリートづくりの建物の耐用年数につきましては、60年と言われておるところでございますが、既存建物につきましては、約その半分の年月が経過した建物ということになります。垂井町の新庁舎は、既存建物をコンバージョンして活用することによりまして、新築よりも魅力ある庁舎を建設するという方針を既に決定をいたしておるところでございます。このコンバージョン方式につきましては、既存建物を用途変更いたし、適切な補強と改修を行って建物を再生し、新庁舎に生まれ変わらせるという手法でございます。したがいまして、耐用年数はリセットされまして、新築と同様の耐用年数が確保できるものというように考えておるところでございます。

次に、5点目の新庁舎は南面から光が入りにくいというお尋ねでございます。現在の平面計

画の案では、4つの大きな吹き抜け空間と、その部分に設けます高窓から採光を確保するという方針で進めておるところでございますが、議員御指摘の南面採光につきましても、今後平面計画案の中で十分検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、6点目の新庁舎の光熱費についてのお尋ねでございます。新庁舎は、基本構想の中でも、庁舎整備後のランニングコストについても、ライフサイクルコストの考え方に基づきまして、施設維持管理等につきましては、極力省コストで対応できる計画内容を現在も検討しておるところでございますし、そのように整理されております。そこでこの課題に対応いたします省エネルギー手法といたしましては、季節ごとの自然換気によります空調の削減、それから自然採光や昼光センサー、いわゆる昼の光量が多いときには人工照明を消すなど、もしくは光を調整して省電力化を図るシステムのことでございますが、そういったことなどによります照明の削減、節水型の便器、太陽光発電などの導入によりまして、庁舎の使用エネルギーの削減を検討しているところでございます。

御質問の光熱費につきましては、実際に導入いたします設備、あるいは電気関連のシステムがまだ決定いたしていない段階でございますので、試算いたすことはできませんけれども、現庁舎の床面積比で5%から15%程度の縮減を目指して検討しているところでございますのでよろしくお願いいたします。

現在、作業を進めております新庁舎の基本計画・基本設計につきましては、町民の皆様や議員の皆様の御意見・御提言をいただきながら、着実に、そしてまたスピード感を持って推進してまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長(山口哲司君) 富田議員の大きな3点目で、新庁舎建設についての中で、2番目の交通渋滞対策と3番目の交通体系について、道路整備の観点から御答弁をさせていただきます。 2番目につきましては、県道からの乗り入れとなるため、岐阜県・大垣土木事務所と公安委員会との協議が必要となりますので、その観点から調査・検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の国道が4車線化になりますと、議員言われますとおり、中央分離帯が 設置されてきます。右折が不可能となります。しかし現在、既に国道にはポストコーンが設置 されております。右折が不可能な状況であり、交通体系的には変わらないのではないかと考え ておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていた だきます。

〇議長(丹羽豊次君) 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

**〇11番(富田栄次君)** 再質問を行います。

まず第1点目、県も垂井町も観光資源として関ケ原の戦いにまつわる各所旧跡や歴史上の人

物に予算をかけようとしております。これも大事ではあるとは思いますが、これは行き着くと ころ、結局は訪れた方々に殺し合いの世界、またそういったものを舞台としたものを浮かび上 がらせる、それも一つだと思います。しかし文学碑というのは、今の戦いと言えばそれもいろ いろな意味もあると思いますが、やはりそれが基本となっているとすると、この文学碑という のは全く違います。すぐれた文学者の面影や作品の世界が浮かび上がってくるもの。

悔やまれるのは、当時爛柯亭が壊されるということになったときに、行政から何か救いがなかったのかというのが悔やまれるわけですが、もう言ってもどうにもならんことでありますが、今なぜこれほど思うかと言いますと、今の現在、そこは空き地として、人様の土地ではございますがあるわけです。ここにいろいろ建物が建ったりしたら、もうここで終わるわけなんです、何を建てるにしても。ですから、爛柯亭が取り壊されたときの二の舞になってしまってはと思って、今急ぎ、提案をしているわけでございますが、御答弁でいくと有志の人でというような答弁であります。いろいろ説明はされましたが、タルイピアでいろいろ展示しているとかと言われましたが、やはり先ほどの3つの文学碑を言いましたが、それに比べて我が町が一番欠けているのはこういうところじゃないかというふうに思うわけです。

それで、再度町長さんにお尋ねいたします。こういった文学碑に対してのお考えをお尋ねいたします。やはり有志の人とか何々でということじゃなくて、やはり町が取り組むようなことではないかと思うわけでございますが、再度お尋ねいたします。

第2点目、高校生までの医療費無料化につきましてですが、以前にも、もう何年か前にもこの質問があったと思いますが、全く考えていないような御答弁だったと思うんですが、これも町長さんにお尋ねいたします。もし、無料化にしたときには、財政上どれだけの財源が要るのか。これにつきましても、もう一度再確認いたします。それと子育て支援、移住者・定住者確保の観点からこれはとても大事なことだと思っておりますが、先ほど検討すると言われましたが、検討時期はいつごろまでか、おわかりであれば御答弁いただきたいと思います。

最後の3点目、先ほど言いました10月の説明会におきましては、町長さん、お忙しくて途中 退席されましたので、副町長にお尋ねいたします。新庁舎について、あのときにこういう質問 がありました。南側にトイレがある、採光がとれないんじゃないかという、同僚議員から質問 がありました。せっかくの南側が殺されているんじゃないかというような御質問があったとき に、これから設計を担当する業者が何を言ったかというのは、メモ書きですから多少違ってい るか、ビデオ撮りしてありますから調べていただきたいんですが、新庁舎の南に既存の建物が 切迫していて環境がよくないと答えているわけです、設計業者が。それで南側に面していない から暗いという考えだという、突然の質問に突然答えられたにしても、こういう判断をされま した。だから上から光を採ると、こう答えておられます。

第2つ目には、新庁舎の敷地について。

第1点目と第2点目の答弁がちょっと予想に反しましたので、少し私気をおさめます。 済みません。新庁舎の敷地について、南側には歩道がない。国道21号線が走っている。歩行 者、自転車、そういったもののアクセスをどうするかという同僚議員の質問に対して、副町長はどう答えられたか、そのとき。プロポーザルのほかの設計業者も歩道がないこと、国道21号線があり非常に危険性があると答えられているんです。南側商業施設との、これは言うと渋滞とか危険性のことでしょうが、を意識した提案内容が多かったと。建物として、設計業者が初めから環境がよくないと答えている。敷地についても危険性があると答えている。これは一体どういうことですか、副町長さんにお尋ねしたいんです。あり方検討委員会で答弁されている、しかし、これは何か矛盾していないか、それをお尋ねするわけです。

なぜかと言いますと、将来、先ほど言いましたように、西側についても交通渋滞が予想される、東側については進入路がない、将来国道が拡幅になるとした場合、中央分離帯が予想されるとすると、将来の新庁舎に防災対策本部として本当に大丈夫なのかと。防災対策本部というのは、いつでもどこでも発進できる、どこからも集まれるというような場所にもなると思うんですが、ただ、これはいろいろ検討されると思うんですが、私が今回一番質問したかったのは、これから設計されるところが、好ましくないとか、副町長が危険性があると認めておられるということに対して、再度確認したいわけでございます。そのときの全部のところで答弁されたことに対して、もう一度再確認したいと思います。

もともと商業施設というこういった建物は、敷地に対して、また建物に対して、住環境とか 自然環境を余り考慮していないと思うわけです。物を並べたり物を売るためと、そういったも のの施設であると思うもので、こういったことに本当に細心の注意を払っていかなければ、 我々の目的としている建物というものに近づいていかないんじゃないかという懸念はあります ので、これについて再度、第3点目については副町長にお尋ねをいたします。

### 〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

# **〇町長(中川満也君)** 富田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の文学碑の建立でございます。確かにその場所的なものはあるかというふうに思いますが、その谷崎に限らず町内には松尾芭蕉でありますとか、文学に関するものがたくさんあるわけで、それらを全て建立して町としてやっていくのかということになりますのと、やはりそれも無理があるというふうに思います。

また現実的に、岩手のほうで神田孝平公とか赤報隊の碑が建っておりますが、あれはやぐら 門の前の銅像等、これらは地元の方々が建立されたものでもあります。そういった部分でやは り地元の方々の顕彰に対する協力、あるいは意識というものも非常に大切なものかというふう に思います。町としてどこまでかかわるかという問題はあろうかと思いますけれども、垂井町、 まさに町全域が歴史文化に覆われた町でございます。それらを全て町が管理して実際に行って いくのかというのは、やはりどこかで無理が出てくるのではないかと。そういった部分で、住 民の方々と協力してやっていくという思いの中で、答弁をさせていただきましたので、よろし く御理解を賜りたいと思います。 それから2点目の、高校生の医療費の部分でございますが、担当課長が明確に述べたと思いますが1,800万円という数字を申しておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。なお、この金額が高いか安いかということについては、さまざまな議論があるところだと思いますが、経常経費的に先ほど課長が申しましたように、一度決めればやはり後戻りすることはできませんので、これは経常経費的にずっとかかっていくという状況をどう考えるかということも一つかと思います。

また、これは私の思いでありますけれども、高校生だけでいいのか、要するに18歳といいますともう働いている子もいるわけで、中学を卒業して働いている子もいるわけで、そういった子に対してはどうするのかということもございます。ということは、つまり働いている人にも医療費を無料にするんであれば何も高校生に限らない、大学までいってもいいんではないかということも1つの議論として出てくるわけで、この議論というのは、やはりどこで線を引くかというルールになってくるのではないかというふうに思います。そういった部分で、本町におきましては、少なくとも義務教育としてかかわっている子供たち、要するに自分で生計を立てることができない、生活が苦しい、そういう子に対しての補助ということで、他市町村に先駆けて中学生までの医療費無料化を取り組んだところでございます。

なお現状では、先ほど議員は9とおっしゃいましたけれども、県内の自治体の中で11の市町村が高校生までの医療費の無料化を取り組んでおるところでございまして、42分の11ということでございます。これが多いのか少ないかということで、これからもしっかりと検討していくということを先ほど申し上げましたので、この時期についてはどこまでということではなく、しっかりと周りの状況を見ながら、あるいは垂井町の将来に向かって子供たちがしっかりと育成できる状況をつくっていくという観点から検討していきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後の3点目につきましては、副長の思いは後ほど述べさせていただきますけれども、南側の採光につきましては、今回この庁舎のコンバージョンという考え方は、基本的にははり、あるいは柱、主要構造材を残しますけれども、壁等は多分撤去するような形になると思います。アウトフレームといいまして、外側に柱をめぐらす形になりまして、強度を持たせることになりますので、南側の採光についても十分しっかりしたものが確保できると思います。その上で、なおかつ非常に広い面積でございますので、天井採光といいますか、屋上から穴をあけて採光するという形で、少しでも明るさを確保するということに取り組んでおりますのでよろしくお願いいたします。また、南側の建物が切迫しておるという状況は、建物とは少し離れておりますので、その部分は十分緩和できるんではないかというふうに考えております。副長の思いはまた後ほど答弁させていただきます。

○議長(丹羽豊次君) 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

**〇副町長(永澤幸男君)** 御指名ありがとうございます。私のほうから御答弁をさせていただき

ますが、南側の国道に面してのことでございますが、確かに今回業者選定に当たりまして、プロポーザルの中におきましては、北から南に動線を考える提案が多くございました。確かにそういった動線を考えるのも一つの考案だという認識はしておるところでございますが、しかしながら、今後将来的に国道21号線の4車線化というものも、やはりこれは念頭に入れて計画をしていかなければならないということは十分認識されるところでございます。したがいまして、その南側の部分の利用の形態、それから国道に面した部分につきまして、どういうふうにしていくかという、そういった問題につきましては、今策定しております基本計画、それから基本設計の中で十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○議長(丹羽豊次君) しばらく休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時50分 休憩 午前11時05分 再開

**〇議長(丹羽豊次君)** 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

**○3番(乾 豊君)** 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をしたいと思います。

私のほうからは、3点について質問をいたします。

1点目は、庁舎内のペーパーレスの取り組みについてです。2点目は、ロタウイルス予防接種について。3点目はふれあい垂井ピアの今後についての、この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、庁舎におけるペーパーレスへの取り組みでございます。 昨今、ペーパーレスへの取り組みを進めている自治体がふえてきております。このペーパー レスの効果としては、環境負荷や行政コストの軽減、あるいは事務の効率化等が上げられてお ります。

ペーパーレスの必要が叫ばれて久しいものがありますが、近年、タブレット端末の発展等により、これまで以上にペーパーレスを目指しやすい環境にあります。静岡県の焼津市では、2014年4月に、全国自治体の中で初めて全職員にタブレット端末を配付したと聞いております。このような大胆な取り組みを行っている自治体はまだまだ少数だと思いますけれども、一部の会議等にタブレットを導入するなどしてペーパーレスに向けて取り組む自治体は確実にふえてくると思われます。

こうした中で、本町としても、使用済みの用紙があれば裏面を使用してコピーするといった ことは以前から行われていると思いますけれども、さらに庁内における紙の使用量の削減に向 けて、現在どのような取り組みをされているかをお伺いします。また、今後どのような取り組 みを予定されているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

続いて2点目でございますが、ロタウイルス予防接種についてでございます。

ロタウイルス胃腸炎は、乳幼児に多く起こるウイルス性の胃腸炎であります。先進国・発展 途上国を問わず、罹患率が高いのがロタウイルスでございます。

ほとんど全ての子供が4歳から5歳までに感染しますけれども、日本でのロタウイルス胃腸 炎の発症は冬から春に多く、主に生後3カ月から24カ月の乳幼児に起こりますが、ピークは生 後7カ月から15カ月と言われております。

ロタウイルスなど、胃腸炎の原因となるウイルスはいろいろありますが、ロタウイルスは主に乳幼児で重い症状を引き起こす原因となります。また、保育園や幼稚園、また学校など、集団感染にもつながっていきます。とても感染力が強いものと言われているウイルスでございます。

ロタウイルス胃腸炎は、小児急性重症胃腸炎の原因の第1位で、受診した10人に1人が入院するとの報告もありますが、ロタウイルス胃腸炎の重症化はワクチン接種によって防ぐことができます。

そこで質問をしたいと思います。

1つ目に、このロタウイルスワクチンの接種についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目として、任意接種でございますので、ロタウイルス予防接種の費用の相場は、2回接種、3回接種にかかわらず、合計3万円前後であり、子育て世代にとっては経済的な負担が重いと考えられます。子育て支援の観点からも、助成をされるお考えはあるのかをお伺いいたしたいと思います。

次に3点目でございますが、ふれあい垂井ピアの今後についてでございます。

毎年恒例となっておりますイベント行事のふれあい垂井ピアが、ことしも11月5日・6日に 行われました。この間、職員または関係者の方々には、準備はもとより、いろいろとお世話に なりました。本当にお疲れさまでございました。

このふれあい垂井ピアは、平成元年の第1回から始まり、はやことしは28回と、長年にわたって行われてきました。私も、当時は職員として従事をしてまいりました。

当初始まったころはとても盛大で、各種団体の方々の御協力で大盛況でありました。各小中学校の児童・生徒やお年寄りの歩け歩けなど、地域からの参加もとても生き弾むものでございました。

ただ、ことしの垂井ピアを見てみますと、2日間で4万1,000人の来場者があったと報告がされましたが、イベント広場のテントの数が例年より少なく、がらんとして何か寂しく感じたのは私だけではないと思ったところでございます。なぜそうなったのか。若者のイベントへの参加も、少々少なくなってきているようにさえ感じます。このままの状態で来年も行うのかと思うと、少し残念でなりません。

他町村のイベントも10月ごろには行われますけれども、どれも大盛況というふうに聞いております。もっと知恵を出し合って、何か垂井町でできるものを、もっと人が集まってくれるような計画ができないものか。少しマンネリ化となっているのではないか。それゆえに来場者も減ってきているような気さえいたします。せっかく広い広場があるのですから、有効に活用してはいかがでしょうか。

今回のふれあい垂井ピアにつきまして、反省点あるいはできぐあいについてお伺いをしたい と思います。

以上、3点について質問します。よろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) 乾議員のまず1点目の庁内におけるペーパーレスへの取り組みについて、その中で紙の使用量の削減に向けての取り組みについてのお尋ねでございます。

紙の使用量の削減の取り組みにつきましては、平成19年度まで I S O 1 4 0 0 1 の環境プログラムといたしまして取り組んでまいりましたコピー用紙の購入量削減を、現在でも継続をして実施をいたしておるところでございます。

具体的な取り組みの内容で申しますと、両面コピーの徹底、そしてまた会議資料・配付資料の必要部数の最少化、そしてまたミスコピーのメモ用紙等への再利用、それから内部資料等への裏紙の利用でございます。最後になりますが、使用済み封筒の再利用、あるいはファイルの再利用等々に取り組んでおるところでございます。

一方、総務課の財政係で購入をいたしております直近の3カ年間のコピー用紙の購入量でございますが、平成25年度では214万枚、26年度では233万枚、27年度では235万枚と、購入代金といたしましては若干減少しておるわけでございますが、残念ながらコピー用紙の購入量は増加している現状にございます。

このため、本年の5月でございますけれども、夏場におけます省エネ、そして節電対策の取り組みについてを各課に至急通知をいたしまして、その中で、改めて裏紙使用・両面コピーの徹底を図ってまいりました。あわせまして、印刷室にはミスコピー用紙の回収ボックスを設置するなど、コピー用紙の削減に努めているところでございます。

御質問の庁内におけますペーパーレスへの取り組みにつきましては、既に庁内に導入をいた しておりますスターオフィスメールでございますが、それらを活用いたしまして、国・県の文 書等の各課への転送、あるいは各課施設への通知文書等の発信、及び会議室、そしてまた公用 車の使用申請などは、既に基本的にペーパーレス化をしておるところでございます。

また、第5次行財政改革におきましては、事務処理のペーパーレス化を図るため、各種台帳 あるいは会議資料の電子化等についても調査・検討を進めてまいりました。

その中でも、議員の御提言にございますとおり、タブレット端末につきましては、メモ書き が書き込める端末を使用した会議について議論をしてきたところでございます。 導入に当たりましては、運用方法あるいは運用経費、情報管理等、そして加えてセキュリティーなど、まだまだクリアすべき課題も多くございまして、その議論の中でも、ディスプレー上でデータを確認するより紙面上のほうが一覧性、つまり見やすいといった特徴もあることから、早急に導入しても、つい資料をアウトプットして見てしまうんではないかといった意見も多くございまして、引き続きの検討を進めるとしておるところでございます。

このことからも、庁内のペーパーレス化につきましては、議会議案を初めとした全庁的なあり方あるいは取り組みの検討も必要でございますことから、引き続きの検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

また、最後になりますけれども、コピー用紙の使用量の削減につきましても、常に職員一人 一人の意識づけが大切でございます。したがいまして、継続して取り組んでまいる所存でござ いますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

**〇健康福祉課長(片岡兼男君)** 私のほうからは、乾議員の大きく2つ目の御質問、ロタウイル ス予防接種についてお答えをさせていただきます。

初めに、ロタウイルスは議員御説明のとおり、急性の胃腸炎を引き起こすウイルスで、年齢にかかわらず何度でも感染しますが、生後3カ月から24カ月の初感染時が最も重症で、その後、感染を繰り返すにつれて軽症化していきます。発症は5歳未満の乳幼児期に多くかかり、主な症状は、下痢、吐き気、嘔吐、発熱、腹痛などです。

世界中では毎年約50万人の乳幼児が死亡していると報告されておりますが、その80%が発展途上国で、日本においては5歳までにほぼ全ての乳幼児が感染し、小学校入学までに約2人に1人がロタウイルス胃腸炎で小児科を受診していると言われています。なお、死亡例は毎年数人とまれなものとなっていますが、感染の頻度については発展途上国と大きな差はありません。ロタウイルスワクチンは、現在、2種類のワクチンが国内において認可されており、いずれも経口接種する生ワクチンで、臨床効果もほとんど変わりありません。

ワクチンの接種は症状の重症化を予防するためには大変有効であると認識しており、町内でも1割から2割程度の乳幼児が接種されています。しかし、その副反応として、ワクチン接種後、腸の一部が重なり合う腸重積症の発症頻度の増加が懸念されており、血便、嘔吐、腹痛等といった症状が認められる場合は、早期の医療機関受診が勧められているところでございます。

現在、国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において、おたふく風邪の任意接種のワクチンとともに定期接種化を含めた議論がなされていることから、今後、国等の動向や他市町の状況を踏まえて、助成等については、子育て支援の観点からというよりも、感染症予防の観点から調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、乾議員の御質問、ロタウイルス予防接種についてのお答えとさせていただきます。御 理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### 〇議長(丹羽豊次君) 産業課長 髙橋伸行君。

〔產業課長 髙橋伸行君登壇〕

**○産業課長(高橋伸行君)** 乾議員からのふれあい垂井ピアの今後についてということで、答弁をさせていただきます。

ことしも、紅葉が始まり、少し肌寒くなったころ、朝倉運動公園にて恒例となっているふれ あい垂井ピアを開催したところでございます。

このイベントは、交流とふれあいをメーンテーマに行っているものでございますが、本年は「戦国とスポーツ」をサブテーマに、多くの定番となっている催事に加えて、関ケ原合戦を初め、戦国武将を絡めた内容や町体育協会60周年の活動報告、ドッヂビー大会などが実施されたところでございます。

このイベントの実施主体は、町長が会長を務めるふれあい垂井ピア推進協議会という実行委員会が設けられており、参加する各種団体の代表者やら公募委員から出た意見をもとに、町職員でつくる庁内調整会議にて具体化し、実施しているものでございます。

議員お尋ねの今回の垂井ピアの反省点とできぐあいでございますが、11月5日・6日のうち、 5日の土曜日の来場者の数が少なかったように感じております。

盛況なイベントを見てみますと、垂井ピアのメーンステージで垂井町林業経営振興会が主体となって行っている丸太切り競争や、サブステージで各ソーランチームが主体となっているよさこいソーランのように、参加者自身が自分たちで企画した運営に携わっていることが多いように感じております。

自分たちが参加するイベントを自分たちで企画することは、よりだいご味があり、ユニークなイベントになることが期待できます。もちろん、それに行政が大いにかかわることも必要ですが、さまざまな主体がみずから企画段階からかかわることができるような催事が多くなるようなイベントとしていくように検討してまいりたいと考えております。

このことは今までも取り組んでいるところでございますが、イベントを開催することは、アイデアだけではなく労力と費用が伴います。この労力と費用を引き出すことが最大の課題と考えているところでございます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

#### 〇議長(丹羽豊次君) 3番 乾豊君。

[3番 乾豊君登壇]

○3番(乾 豊君) 御答弁ありがとうございました。

私のほうから1つ再質問をさせていただきますが、今の垂井ピアでございます。

今後、継続をされるということでありましたら、とにかくマンネリ化にならないように何か 工夫といったものも考えてもらいたいというのと、あわせて若者が集えるイベントも今後考え ていく必要がないかと思いますが、その点についてもお伺いしたいと思います。 また、ふれあい垂井ピアについては、町民の皆さんはどのように思ってみえるのか、何を望んでみえるのかというようなことも、何かの方法でアンケート等もとってみて、それらを反映してもらえればなあというふうに思うんですけれども、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

### 〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

#### 〔町長 中川満也君登壇〕

〇町長(中川満也君) 乾議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

垂井ピアにつきましてですが、今、担当課長が申しましたように、両日開催したうちの土曜日については、やはりいささかちょっと何となく寂しかったかなあということは思いますけれども、やはりこういった外のイベントは天気次第でありまして、今回は2日とも非常に天気がよかった形で、私としてはもう8割方、8割以上成功しているものというふうに認識はしております。ただ、来場者の数を見ますとそういったことが考えられますので、これらの原因等を考えながら今後の対策を考えていかなければならないと思います。

ただ、他町村のイベントに比べて、他町村は大盛況だけどうちはというようなお話がございましたが、決してそんなことはないと私は思っておりまして、私もほかの町村のイベントにお呼ばれがあって参加しますけれども、他市町よりも私どもの町のほうがはるかに活況を呈しておるのではないかなあと思うのが実態でございまして、これをただ、今、議員がおっしゃるように、マンネリという部分は絶えず言われておるところでございます。ただ、逆に考えれば、一つの考え方でございますけれども、文化・伝統というのは、マンネリがやはり続いていって、それにいろんな形で手を加えたものが伝統文化になっていくのではないかなあと私は思います。ですから、マンネリが全て悪いわけではなくて、その中でいかに手を加えて変えていくかということ。これは、教育の中でよく言う不易流行ということにつながるのかなあというふうに思います。古きをある分は守りながら新しいものをどんどん入れていくという考え方がとても大事ではないかなあというふうに思っております。

そういった部分でぜひいろんな意見をいただきたいというふうに思いますし、若者をという ことでございましたけれども、例えば今のソーランなんかは、やっている方はたまにお年寄り の方もお見えになりますけれども、基本的には若い子たちが積極的に参加しているイベントで あると思いますし、ブース等につきましても若い子たちが積極的に参加している部分もあると 思います。

今回、一つ寂しい印象を持ったのは、恐らく下のうまかもん処も出店の数のこと。テントの使用料、リース代のことがあってそういった意見も出ておりますが、ここら辺はまたしっかりと、これからもどうしていくかということは絶えず検証していかなければいけないと思っておりますけれども、そういった部分でそういう印象があったのではないかなあと思います。

今、アンケートをとって実際に参加される方の思いを確認したらどうかということがございましたので、ぜひまたそういったこともしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので

よろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 10番 後藤省治君。

[10番 後藤省治君登壇]

**〇10番(後藤省治君)** それでは、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

当初の通告より一部修正がありますが、趣旨は変わっていないので、そのまま質問いたします。

今回の質問は、私が日ごろより住民の方々から多くの相談を受けてきたものであり、また私 自身も気になっていることを中心に質問いたします。

まず第1点目の質問でありますが、上下水道事業についてであります。

9月の議会におきまして、水道料金体系の検討についての中間報告がなされました。その内容は、平成26年度までの実績をもとに、財政収支検討のための基礎資料として、将来の水道料金の改定の基礎資料とするものでありました。そして、平成30年ごろから収支バランスがマイナスとなり、平成37年度には内部留保資金がゼロ円になるとの報告でありました。さらに、現状の水道料金においても岐阜県下の水道料金が示されており、基本料金の比較において、岐阜県全体の平均価格は1,370円に対し、垂井町は750円であり、非常に安いことが示されました。それは、二、三年後には水道料金の値上げを示唆したものであります。

基本的には、水道料金の値上げは仕方のないことかなあとは考えられますが、これは上水道料金だけの話であり、今後、進めている下水道事業とのトータルで考えたときに、本当に簡単に進めてよいのかどうか議論が必要だと思います。

そうした状況の中で、上下水道事業について質問します。

1つ目の質問は、漏水に対する水道料金及び下水道料金の減免についてであります。

私が10年ほど前にゴルフ場の責任者として赴任したときの話であります。水道は垂井町の上水道を使用しており、毎月の水道料金をチェックしていましたが、初めのうちは毎月の料金が1万円程度でありました。二、三カ月後には3万円程度になり、少し変だなあと思うようになりました。4カ月、5カ月たって、4万5,000円になって初めて漏水していることを確認したところであります。そこで、垂井町の上下水道課に問い合わせしましたが、水道メーターより蛇口側で発生した漏水によるものはお客さんの責任での支払いですとの答えでありました。漏水箇所を修理した後は7,000円程度であり、漏水が起きると初期は徐々にゆっくりと漏れていき、加速度的に増加することが判明しました。非常に悔しい思いをしております。

最近になって、知人より、水道の漏水により垂井町から12万円の請求が来たけどどうにかならないのかとの苦情をお聞きしたとき、私と同じ思いでいるのではないかと感じました。本当に悔しい思いであります。

そこで質問します。

1. 水道水の漏水事件について、この一、二年の間に何件ぐらいの方が相談しに来ているの

か。また、相談に対する上下水道課の対応はどうされているのかお尋ねします。

まず、現状の把握が必要だと考えます。きちっとした書面での相談以外でも、口頭で苦情を聞いているようなことはないでしょうか。また、シルバーの検針係の方が毎月の報告の中で聞いてきた話などはないのでしょうか。

もう一つの質問は、一般の漏水に対する水道料金の減免措置を実施すべきだと考えますが、 町の考え方をお示しいただきたいと思います。

垂井町水道事業給水条例の第30条には、町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を減免し、免除することができるとあります。しかし、規則とか要綱はなく、特別な理由がどういうものであるか不明であります。規則・要領などをつけて明確にすべきではないでしょうか。

そして、そこで私はインターネットで「水道料金漏水時の減免」で検索しました。いろんな 市町村の対応が見られました。

まず、川崎市の例を見てみますと、水道メーターより家側の漏水は原則としてお客様責任であるが、お客様の負担を考慮して、川崎市の水道条例施行規程第57条第1項に基づいて減免するとありました。最大4カ月まで減免できるようであります。

また、本巣市においては、水道の漏水軽減についてのお知らせをホームページに載せており、 そこに詳しくどれだけ減免できるかが記されています。例えば、漏水の量は4カ月平均値との 差の2分の1とする。2番目は、軽減の期間は2カ月。3番目、軽減の水量は250立米までで あるなどが規定されています。

さらに、今後進めている下水道事業には、その料金は上水道に比例してオンされていくので、 さらなる負担が必要になっていきます。幾ら自己責任でも、人間のことだから、ついうっかり とか、知らないうちに漏水などが発生することはどこの家でも同じことが考えられますが、町 長もそうは思いませんか。恕という思いやりの心をモットーとする町長には、温情をもって対 応されることを期待するものであります。

2つ目の質問は、公共下水道料金の見直しについてであります。

現在、上下水道事業において、上水道と下水道に分けて議論がされているようでありますが、 費用コストを考える場合にはトータルで議論することが必要だと思います。

冒頭、水道事業の中間報告がされ、垂井町の水道料金は、提案された表によると750円で、 岐阜県下でも最も安いほうであるとの内容を述べさせていただきましたが、しかしこのデータ は水道の使用量を10立米に設定したときであります。住民が負担するのは、公共の上水道と下 水道を合わせたものであります。

その住民が負担する額について、他市町村と比較をして、いかに垂井町の住民負担が大きいかを示したいと思います。

インターネットの垂井町の水道料金及び下水道料金を検索すると、それぞれに一覧表が出て きて、料金の計算式が例示されております。 基本条件として、一般の水道の口径13ミリ、1カ月の水道使用量を25立米と設定したときの他市町村との比較を示しますと、垂井町の場合、水道料金は2,200円、下水道料金は4,590円、合計で6,790円となります。それに対し、大阪市の場合、水道料金は2,740円、下水道料金は1,700円、合計は4,440円であります。関市の場合、水道料金は2,380円、下水道料金は2,940円、合計で5,320円であります。大垣市の場合、水道料金は2,400円、下水道料金は2,980円、合計5,380円という結果であります。

すなわち、垂井町の下水道の料金は大きな費用となっております。同じ岐阜県内の大垣市、 関市にしても、水道料金は垂井町の価格が安く、水道だけを見ますと垂井町が安くなるが、下 水道料金を合計すると垂井町の料金が大きくなることがわかります。さらに漏水が加算されれ ば、膨大な費用が加算されることになります。まさに泣きっ面に蜂状態です。

それで関連した質問をします。

1. 先日の委員会におきまして中間報告2が報告されましたが、上下水道料金表の改定について再度見直すべきと思われますが、いかがお考えでしょうか。

私は、委員会の席において、水道料金の値上げのためのデータであり、もっと経費についても無駄をなくすように検討すべきだと意見を述べさせていただいたところであります。データの比較を水道料金だけでは正しい判断ができません。私は、今まで、垂井町の水道料金は安いものだと思ってまいりましたが、非常に問題だと感じました。水道料金の値上げについても、本当にぎりぎりまでの議論が必要だと思います。

2点目の質問は、公共下水道の価格設定について見直してはいかがでしょうか。また、下水道事業は今後増加傾向にあり、上下水道を合わせた考え方は持てないでしょうか。

現状の料金を比較してみると、早計に水道料金のアップだけが解決策ではないと考えます。 再度、事業の進め方の見直しが必要だと思います。

以上で水道料金の関係の質問は終わって、第2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、国民健康保険証の個人カード化についてであります。

国民健康保険証の個人カード化については、以前より何人もの方から要望を受けており、今までにも何回かは提案されてきたと思いますが、国の方針から、また全国のカード化実施率から見て垂井町はおくれていると感じましたので、あえて提案して町の考え方をお伺いします。

例示として、平成23年1月に大阪の女性からの行政相談例を取り上げて紹介し、提案します。 相談の趣旨と国の調査結果をそのまま紹介します。

1番目は行政相談の趣旨を読みますと、私たち夫婦は国民健康保険に加入しているが、被保険者証は世帯主である夫のみに交付され、妻である私は世帯員として被保険者証の二面に記載されている。しかし、夫は病気がちであり、常時被保険者証を持ち歩くため、私が病院に行くときは、その都度夫から被保険者証を預からなければならず、不便である。ほかの市では被保険者証が個人カード化されているところもあるので、個人ごとに被保険者証を交付するよう改善してほしい。

大阪府内の女性からです。こういうものが、今、垂井町では国民健康保険で出されております。

この相談に対し、当局の調査結果が出ております。それもそのまま読みます。

1. 被保険者証の個人カード化は、平成13年に改正された国民健康保険法施行規則で既に原則として実施することとされているが、同規則の附則において、保険者の財政状況等を勘案し、当分の間、従来の世帯単位の被保険者証を交付することが認められている。しかし、同規則改正を受けた平成13年2月14日付厚生労働省保険局長通知では、被保険者証の個人カード化について、準備の整った保険者から順次交付することとされており、当分の間の期限設定はないものの、平成13年から既に9年以上経過していること。

2番目は、厚生労働省の平成21年6月1日現在の市町村別被保険者証個人カード化の調査結果によれば、全市町村におけるカード化実施率75.9%に比較して、近畿管内の実施状況を見ると、府県単位で大阪が37.2%、京都府30.8%、和歌山35.7%。大幅におくれている地方であります。個人カード化率100%を達成している県の状況を見ると、単に市町村の自主的判断に任せるのではなく、県が主体となって対応した結果と見られることとなっております。

すなわち、既に国の動きは15年も前から推進を進めており、平成21年度において、全国で既 に80%近くが個人カード化になっております。垂井町は非常におくれている状況と思いません か。

そこで質問します。

1. 近隣の市町村の個人カード化の状況はどのように進んでいるのでしょうか。

2番目、垂井町として、多くの方が要望しており、個人カード化を進めるべきと考えますが、 町の考えをお伺いします。

以上をもって質問を終わります。

〇議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

**〇上下水道課長(町田正博君)** それでは、後藤議員の第1点目の御質問についてお答えをいた します。

水道水の漏水案件につきまして、窓口で御相談されたお客様でございますが、申しわけございません、データをとっておりませんが、年間で七、八件ほどでございます。

漏水に関しましては、検針時におきまして漏水が疑われるお客様には、検針員がまず現場にて異常をお伝えしております。その後、検針データが提出され、その際、留守宅につきましては報告を受けております。次に、職員が検針システムや料金システムで前月と比較し、異常がないか、全体で3重のチェックを行っております。このように、検針員が現場でお知らせできなかったケースや、システムで異常が疑われる場合では、お客様に毎月10件程度書面でお知らせをしております。

漏水の御相談には、量水器より配水管側は町の管理、宅内側はお客様の管理ということを御

説明し、修理の御相談があれば水道工事事業者を御紹介しておるところでございます。

続きまして、漏水に対する減免措置についてですが、下水道使用料には、条例・規則等、ともに規定をされております。水道料金は、給水条例第30条に、先ほどもお話がございましたが、公益上その他特別の理由があると認めたときは軽減し、または免除することができるとされております。規則には規定されておりません。

下水道使用料につきましては、宅内側で漏れた水が下水管に排出されることはございません。 そうしたことから、減免の対象としております。一方、水道料金は、現在の運用では、漏れていたとしても、量水器を既に通過した水につきましては供給に係る経費が発生しているという考えから、減免の対象とはいたしておりません。

しかしながら、水道管からの漏水は、地下や壁面などに埋設された管の破損から漏れることが多く、管理するには困難な状況が多いことは認識をしております。減免の対象や認定水量、期間などの基準は、御指摘のとおり、市町で独自に設定をいたしておりますので、今後は各市町の漏水の減免制度を調査研究いたしまして、減免制度の導入に向け、前向きに検討をしてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、公共下水道料金の見直しにつきまして、県内の県水を利用したり簡易水道だけの事業体以外の水道料金を口径13ミリで1カ月25立方メーターを使用した場合で、消費税込みで比較をいたしますと、高い事業体は5,642円、低い事業体は1,922円となっており、垂井町は2,200円で27事業体のうち下から数えまして7番目に位置しております。ちなみに、県水を利用している事業体では低いほうで4,077円となっております。

このように、水道料金だけを見ると低い水準ではありますが、下水道使用料と合わせますと 議員御指摘の金額となってしまいます。

しかし、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、ともに独立採算制が原則であり、地方公 営企業法第17条の2にも規定をされております。

下水道事業特別会計に至りましては、自己財源は2割程度で、国庫補助金が2割、起債が2割、残り4割を一般会計からの繰入金で賄っておる状況でございます。しかし、現段階では整備率につきましては約55%ほどで、今後も事業を展開するために、資金といたしまして、下水道利用料の見直しは今のところ考えておりません。

そして、水道事業会計は、今日まで、やはり独立採算制により水道料金等の自己財源で事業を展開してまいりました。しかし、人口減少や高齢化、節水意識の向上などにより一人一日使用水量の水需要が減少傾向にあり、今後も給水収益が減少すると見込んでおります。

一方、施設や管の耐震化などの対策、老朽化に伴う施設改良、管や設備の更新事業など、安心・安全な水道水の供給のため、必要な設備投資を継続的に行う必要がございます。将来にわたりまして、安定的に健全な事業運営を継続しなければなりません。

これまでも、業務委託の推進、人件費などの経常経費の削減などに努めてまいりました。しかし、今後も水需要の増加が見込めない中で、必要な設備投資を行い、企業債を返済していく

には、収入であります水道料金の改定をお願いするのが見直しの大きな柱となります。

料金を改定すればお客様の御負担がふえることは十分承知いたしておりますが、今後、住民 説明会や広報、ホームページなどで、経営の内容や財政見通しなど、御指摘の点も十分に踏ま えて説明に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいた します。

次に、下水道料金の見直しについてですが、下水道と水道につきましては、先ほど述べましたとおり、会計区分が異なります。仮に下水道事業特別会計が大きな利益を得たといたしましても水道事業会計に補填することはできませんし、例えば水道料金が上がるかわりに下水道使用料を下げるといったことにはならないと考えております。

しかし、経費削減の観点から、下水道事業に伴う配水管布設がえ工事等で可能な限り下水道 と水道を一緒に施工したり、平成22年度には水道課と下水道課を統合し、経費削減等に努めて まいりました。

これまで、全町丸ごと下水道に向け事業の推進に努めてまいりましたが、厳しい財政事情の中で4割を一般会計からの繰入金で賄っているのが現状でございます。

今後とも、事業の進め方につきましては十分検討してまいりたいと考えておりますので、御 理解賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

[住民課長 竹中敏明君登壇]

**○住民課長(竹中敏明君)** 後藤議員の第2点目の国民健康保険証の個人カード化についての御質問につきまして、お答えをさせていただきます。

議員からも説明をしていただいておりますが、国民健康保険被保険者証の様式は、平成13年に国民健康保険法施行規則が改正され、被保険者の利便性の向上を図るため、世帯単位での様式から個人ごとに作成するカード様式に改められました。ただし、保険者の財政状況等を勘案し、当分の間、旧様式の使用も認める経過措置が設けられております。

1つ目の御質問の近隣市町村の個人カード化の状況でございますが、西濃管内の市町では、 平成20年4月の揖斐川町の実施を初めとして順次実施され、平成25年4月に大垣市、関ケ原町 が実施をしております。また、県内の42市町村の状況においても、現在、垂井町のみが世帯証 となっております。

2つ目の御質問の個人カード化への町の考えはでございますが、過去にも議会などで個人カード化について御質問や御提言をいただいております。

個人証とした場合には、小型化で常時携帯できること、家族同士が別の医療機関で同時に受 診できること、遠隔地などの特別な取り扱いが不要になることなど、被保険者の利便性の向上 が図れるメリットがございます。反面、実施に向けては高額な費用が必要となることや、管理 面等のデメリットが見込まれるといったことから、具体的な方向性を見きわめていきたいとし、 町としても検討してまいりました。

また、平成20年からQRコードの採用の予定や、平成23年度実施予定で共通保険ICカードの採用計画が出てきたこと、近年の臓器移植の国民的な高まりから本人の臓器移植の意思表示を記入するために倍寸サイズといった動きや、国保制度改革への動きもあり、こういった国の動向を注視してまいりました。

個人カード化へは、岐阜県内のほとんどの市町村が岐阜県市町村行政情報センターへ委託し、 実施をしております。

垂井町では、独自のシステムでの運用から、システム改変等に係る経費面や紛失リスク、資格の検認や滞納対策といった管理面の問題などから、個人カード化の実施を見送ってきたところでございます。

しかしながら、医療保険者の多くが個人カード化をしていることを踏まえ、被保険者の利便性を考慮すれば被保険者証個人カード化のニーズは大変高いものと認識しており、個人カード化を実施していく考えでございます。

その時期につきましては、国保制度改革によります国民健康保険を県域化とする平成30年度 を契機と捉え、被保険者の混乱を招かないように準備を進めてまいりたいと考えておりますの で、よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

## 〇議長(丹羽豊次君) 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

### **〇10番(後藤省治君)** 再質問をさせていただきます。

まず、上下水道のほうですが、年間やっぱり七、八件もの相談者がおるんですよね。これの 対応がきちっと述べられていなかったんですが、この七、八件の相談者の方の料金もそのまま 取られたんでしょうか。それで、お金は大体どれぐらいからどれぐらいの請求があったかなと。 私が例示したのは4万5,000円と12万円です。この点も、七、八件の相談者の値段、どれぐ らいの値段の相談があったのか。それと、後の対応ですね、対応はどうかと僕は質問したんで すが、それは答えられていないのでお願いします。

それで、異常があると検針員が伝えるとなっていますけど、異常と言う検針員がその店へ、 その家へ行って、これは異常ですよと言う判断は、何を基準にして異常かどうかしているのか。 ずうっと聞いていても、それはその検針員の気持ちだけで、ちょっとかなり漏れてないと異常 と判断しないんでないかなあと。何かその異常基準みたいなものがあって、そういったものを、 たしか検針員はシルバーの方にお願いしていると思うんですが、そういった者に対し、毎月と か2カ月に1回とか、その研修をやっているのかどうか。異常というところの判断を、自分が 行ってもこれは難しい判断だと思いますので、異常の考え方についてお願いします。

それからもう1点は、漏水について、下水道は入らないから取らないということですが、これはどこかに規定されているのかな。

それと、漏水の程度が、基準が今わからないのに、この部分は漏水部分だから下水道料金か

ら基本料金だけ払いますというのはわかりづらいと思う。それとも、この下水道の料金は、例えば先月が3,000円、今月も3,000円となっていた、今月検針したら4,500円になったから1,500円分は引きますよとかというふうなことにしているのかどうか。ここらあたりも基準が非常に難しい。今の答弁であれば、下水道は本当に引いてくれるのかどうかというのが非常に難しい答弁だと思います。

それでもう一回、上水道の漏水の減免についてに戻りますけれども、やはり私は町長の温情にすがりたいという気分が十分ありますので、その部分、温情をもってお願いをしたいと思います。

あと、水道と上下水道の独立採算制についてはわかりました。ただ、私が質問した経費の面ですね、それについてはちょっと委員会でも質問したから、はっきり答えがわからなかったんですが、同じ町民へこの中間報告をされて、水道料金を値上げせなあきませんよと説明するんであれば、やはりあのままの資料ではまずいと思う。やはり努力資料、いわゆる経費、これだけ下げますとか、こういうものを設備投資ぎりぎりだけどここまでしたという努力資料が欲しいと思うんですが、経費の削減についての意見をお願いしたいと思います。

それから、国民健康保険証個人カード化について、30年から実施いただけるということですけれども、今さらなってという気が、本当に垂井町1件だけとは僕もちょっと気がつかなんだですけれども、やはり町長はもっとアンテナを張りめぐらせて、この垂井町の住民の心をもっと知ってほしいと私は思ってなりません。30年でも遅いぐらい、来年すぐでもやれる話でないかなあと思います。30年に決めてやられて、できるだけこれは早く進めてほしいと思いますが、検討の余地はないかどうか、質問をもう一度したいと思います。

以上、再質問を終わります。

〇議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

**〇上下水道課長(町田正博君)** それでは、後藤議員の再質問のうち、上下水道料金につきましてお答えをいたします。

まず、検針の場合の異常の判断基準でございます。

これは、検針の場合、ハンディー装置という手持ちのものを持っていきまして、これで検針の数値をデータ化して拾うわけですが、このときに約2割ほどを基準といたしまして、前月等のデータから2割ほどのプラスも、それからマイナスも、両方検知をするようになっております。それを検知いたしますと、検針員は機械を操作いたしましてそのデータを検針票に打ち込む、そういうシステムというか装置になっております。出てきた検針票をお宅のほうに、御家族がいらっしゃればお渡ししますし、いらっしゃらない場合はポスト等に入れておくといった形をとっております。

そうした検針員さんへの研修でございますが、現在のところ、定期的な研修は、申しわけありませんが行っておりません。新しい検針員さんに交代されるとき、1カ月ないし2カ月は前

の検針員さんが同行いたしまして現地での指導は行っております。その際に、担当者のほうから新しい検針員さんに対しては方法等の指導をいたしておるところでございます。

続きまして、経費の削減についての実績でございます。

先ほどの上下水道課の統合等につきまして、職員が減をしておるということ。

それから、経営指標の一覧というのがございまして、こうした水道事業体の経営の健全化を 見る指標でございますが、これは経費の削減ということではございませんが、私どもの町と類 似団体を比較いたしますと、職員1人当たりが従事いたしますお客様の数、これが類似団体に 比較いたしまして約2倍、職員1人につきまして類似団体より2倍のお客様をお世話している といった数値等もございます。

給水人口につきましては、職員1人当たりにつきまして、類似団体よりはこれもやはり2倍を抱えておるといったところでございます。

経費の削減ということではございませんが、今、私どもの職員はそういった形で奮闘しておるというところでございます。

やはり、あと下水道の減免につきましては、水道の使用水量に基づきまして、下水道料金がかかわっております。先ほども御説明いたしましたように、排水管には漏水の水が入らないということで、そうしたことでその水量を想定いたしまして、前月等の水量との比較に基づきまして減免をさせていただいておるというような点でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

### 〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 後藤議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

上水道の漏水に端を発したといいますか、そういう形になるわけでありますけれども、今回の12万円という額は、漏水の中でもかなり突出した金額であると思っております。通常、多くてもやはり二、三万円程度の漏水事件でありますので、今、説明しましたように、3段階ぐらいでチェックがかかっておりますので、要するに対応する前に一挙に水が出てしまったという状況が今回は考えられるんではないかなあというふうに思っております。

そういった部分で、温情という言葉を使われましたけれども、これはやはり制度としてやるべきものでございますので、じゃあ今までの人はどうするんやという話にもなるところでございますし、やはりこれはしっかりとした減免措置としての制度をつくった上での対応ということになりますので、そこら辺だけは御理解をいただきたいと思うところでございます。

この上水道の料金につきましては、先ほども少し説明しましたけれども、水道料金の値段につきましては、原課で資料をつくってくれたんですけれども、13ミリの口径で10立方まで使った場合は、全部で県内に38事業体がございます。このうちに県水を使った事業体もあるわけでありますけれども、県水を使っている事業体は非常に高い料金になっております。それも含めまして全部で38事業体がある中で、10立方を使った場合の垂井町の料金750円というのは下か

ら3番目、20立方を使った場合は、38団体あるうちの下から8番目で1,720円、25立方を使った場合は、37団体の下から7番目で2,200円という形になって、水道料金だけを見ても非常に安い状況に位置しておるという状況でございます。

今回、値上げをお願いしておるところでございますが、こういったことで、多分値上げする幅をもってしてもこれが真ん中ぐらい、県の全体の真ん中ぐらいまで上げる程度の料金ではないかなあということを設定しております。

また、今申しましたように、やはり内部留保がもう底をつくというような状況の中で、今後、 設備投資等ができなくなってくるような状況になります。今やっておりますのは、やはりいか に安定して安全な水を供給するかということに労しておりますので、そのための設備投資とい うことで、これを応分に負担していただきたいという思いでございます。

資料につきましては、やはり議員がおっしゃいましたように、皆さんが納得できるような資料、わかる資料というものを心がけて作成してまいります。今後、来年度に向けてしっかりと説明会等をやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思うところでございます。

なお、今の上水の減免につきましては、しっかり制度をつくってこれから対応していきたい と思っておりますので御理解いただきたいと思います。

カードにつきましては、まことに申しわけございません、そういった形でうちだけだということでございますけれども、これはやはり先ほどちょっと話したように、県内のほとんどの団体が県の情報センターを使っておりまして、対応がそこら辺で一本化されておるという状況でございます。当町は独自電算システムでやっておりますので、これらを改変するのにやはり莫大な費用がかかるということでございます。

それを少しでも早くということでございますが、先ほども少しお話ししたと思いますが、平成30年度から保険者の体制が変わります。県が全体の保険者となり、各市町村がその運営に当たるというような体制になりますので、仮に来年このカードをつくったとしても、30年にはまたもう一回つくり直しということが予測されます。そういったことも踏まえて、今の一つの区切りになります県が保険者となる30年度を一つの目標としてこのカード化に踏み切っていきたいということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長(丹羽豊次君) しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後 0 時15分 休憩 午後 1 時15分 再開

**〇議長(丹羽豊次君)** 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

12番 栗田利朗君。

〔12番 栗田利朗君登壇〕

○12番(栗田利朗君) 議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただき

ます。

こども園について。

初めに、これまでの経緯を少し述べさせていただきます。

平成19年度に幼保一元化等検討担当者会議を設置され、その検討結果をもとに、平成21年9月、垂井町幼保一元化等推進計画案として取りまとめ、本町の方向性を示されました。

平成22年、計画案に基づき、岩手幼保園の平成23年度開設に向けて準備事務を進められました。しかし、開発行為に伴う課題等で変更となりました。

その後、平成23年5月に本町の現状と課題を踏まえた第2次垂井町幼保一元化等推進計画案の検証に着手され、私たち議会も平成23年9月に幼保一元化に関する調査特別委員会を立ち上げました。幼保一元化施設(こども園)公立4園構想を示し、それに基づき12月議会で第2次垂井町幼保一元化等推進計画案が示されました。そして、それに基づき平成25年4月、垂井東こども園開設に向けて工事が進められ、予定どおり開設されました。その6月の議会において、幼保一元化に関する調査特別委員会は調査報告をもって終了いたしました。

現在、垂井こども園は平成30年4月開設の予定で着々と進められているところであります。 前置きが長くなりましたが、垂井北こども園、垂井南こども園の残り2園についてお尋ねします。

建設用地の調査・検討の結果を踏まえ、北地区、南地区の施設の一元化方法等を再検討し、 平成34年度までに順次開設することを目標とするとなっていますが、当初の予定どおり進められますか、お尋ねします。

建設用地のめどはついていますか。垂井こども園は建設用地の問題で開設が2年おくれることとなった経緯もありましたので、お尋ねします。それとも、今は垂井こども園のことで精いっぱいで、次の段階まではまだ予定にないのでしょうか。

こども園施設整備費は、当初4園で約21億5,350万円と示されていました。残り2園の施設整備費は約13億3,930万円となっています。用地購入費は含まれていませんので、用地購入費を含めるとどれぐらいの予算になるとお考えでしょうか、お尋ねします。

また、園児の人数も、垂井北こども園200人、垂井南こども園250人と、定員数が当初掲げられていましたが、計画されてから開設までに10年以上経過することになりますが、いかがでしょうか。

北こども園、南こども園の施設用地の場所によっては、通園が遠くなる園児が多くなると思われますが、どのような対策を考えられていますか、お尋ねします。

園児と保護者とのコミュニケーションを図るため、スクールバスの導入は考えていないと聞いたこともありますが、スクールバスの導入は考えていますか、お尋ねします。

現在、合原幼稚園は6年休園、岩手幼稚園は3年希望者がなく休園状態となっています。垂 井町全体でも、幼稚園部を望む保護者は大変少ないと聞いています。保育園部を望まれる保護 者の皆様は、預けたいばかりではないでしょうか。 この先、表佐保育園、府中保育園、岩手保育園などの園舎の耐震化・大規模改修事業が進められていきますが、北こども園、南こども園が開設されたとき、この施設が旧保育園舎となります。無駄な投資にならないためにも、今後の旧保育園舎・旧幼稚園舎の跡地利用・有効活用に向けた考えをお聞かせください。

休園となっている岩手幼稚園を有効活用したくて借りたいと申し込んでも、いろいろと制約 や条件があるとのことで、借りられなかった事実があります。もっと柔軟に対応して活用する ことはできませんか、お尋ねします。

幼稚園・保育園を統廃合してのこども園構想は、当初、行財政改革の一環とも聞いていましたが、その効果はありますか。余り変わらないのではないでしょうか、お尋ねします。

いろんなことを申し上げましたが、全てのことを再検討・見直しをかけるべきときではないでしょうか。平成19年からやがて10年となるが、中川町長にお尋ねします。

〇議長(丹羽豊次君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

**〇健康福祉課長(片岡兼男君)** 栗田議員の御質問、こども園についてのうち、健康福祉課所管 に係ります件について、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、垂井北こども園と垂井南こども園についてですが、第2次垂井町幼保一元化等推進計画案において平成34年度までに順次開設することを目標としており、早い段階で着手する必要があると考えてはいますが、現段階では候補地等の選定は行っておりません。

議員御指摘のとおり、垂井こども園についても、同計画案から2年おくれの平成30年4月の開園を予定しており、これ以上のおくれを生じさせないため、現在、詳細設計や必要となる手続等の準備作業を全力で取り組んでいるところでございます。来年度には垂井こども園園舎の建築工事を予定しており、工事前には地域の方や保護者への説明会の開催、実際の園生活の検証や移転のスケジュールの調整など、これまで以上に丁寧な対応が求められる業務が多く残っておりますので、当面は、利用されている園児や保護者が不安なく垂井こども園に移行できるよう全力を注いでまいります。

また、整備費の件につきましては、建設候補地が決定しておらず、敷地や建設の形態が確定していない中、用地費及び工事費を正確に算出することは難しく、あくまでも第2次垂井町幼保一元化等推進計画案における整備費の試算が基準であると考えます。なお、計画案策定当時から社会情勢・経済情勢が変化しており、整備費は当時の試算に比べますと1割から2割ほど高騰していると思われます。

スクールバスの件につきましては、議員御説明のとおり、保護者と保育士のコミュニケーションを図ることを目的として、園児一人一人を直接預かり、また引き渡す方法をとることが、 園児の健やかな成長と安心・安全を確保する最善の方法であると考えておりますので、今のところスクールバスの導入については予定しておりません。

また、垂井北こども園と垂井南こども園の2園については、地域を統合するという垂井東こ

ども園や垂井こども園のときとは違ったプロセスで進める必要があることから、場所の選定や 既存施設の跡地利用などにつきましては、地域の方々の御意見をいただき、慎重に進める必要 があるとともに、新たに策定します公共施設等総合管理計画とも整合を図りながら検討するべ きと考えております。

なお、質問にありました園児の人数につきましては、来年4月の入園申込者をもとに算出しますと、垂井北こども園地区では144名、垂井南こども園地区では201名となり、計画案に比べ、若干減少しているのが現状でございます。地域間での子供の生活環境に大きな差が生じないよう、また人口の減少に対しましても、よりよい環境の中で子供の教育・保育、子育て支援が総合的に提供できる体制を整備する必要があると考えております。

現在、垂井東こども園の開設に伴いますメリット・デメリット及び経費的効果の検証を進めておりますが、垂井東こども園の開設とあわせまして幼保一元化を同時に開始しているため、垂井東こども園の開設のみによる経費的効果を判断することは困難ですが、園児や保護者、保育士に対するメリットは大変大きいと考えられ、今後も注意深く分析を行い、垂井北こども園、垂井南こども園の整備には十分に生かしていくつもりでございます。

以上、栗田議員の御質問、こども園についてのうち、健康福祉課に関連します部分について のお答えとさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長(桐山浩治君) 栗田議員の御質問の合原幼稚園と岩手幼稚園の休園 状態につきまして、お答えをいたします。

現在、合原幼稚園は、入園申し込みがないこと、またあっても非常に少ないことから、園児 の教育環境を考慮して休園状態が続いているところであります。

また、岩手幼稚園につきましては、平成26年度に幼稚園部への入園申し込みがなかったことから、保育園部の5歳児を保育園舎で保育することといたしました。平成27年度には2名の園児の幼稚園部への入園申し込みがありましたが、園児の教育環境を配慮するとともに、円滑な園経営を行うことから、引き続き保育園舎を利用して幼稚園教育を行ってまいりました。今年度は、幼稚園部に在籍する園児はいませんし、幼稚園舎は使用しておりませんが、休園としているわけではございません。

そこで、お尋ねの岩手幼稚園の使用申し込みをしたが借りられなかったということでございますが、幼稚園の建物や園庭は現在もなお教育施設として位置づけており、一般の使用に貸し出しを行っておりません。

また、施設の有効活用につきましては、小学生との交流など、5歳児の活動の場として活用 していけたらと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 栗田議員の最後の、全てのことを再検討・見直しをかけるべきときではないかという質問に対してお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ただいま、健康福祉課からこれまでの取り組み等を申し述べさせていただきました。また、 学校教育課からも今の状況をお話ししたところでございますけれども、基本的に、やはり垂井 こども園が2年おくれた、用地取得に大きく時間を要したということでございますけれども、 今後、やはり北、南、それぞれ地区を統合という形になりますので、それらの御理解、そして 用地の選定から取得ということに多少の時間はかかるものというふうに見込んでおりますが、 このこども園の4園化を進める、ハチスさんを入れて垂井町で5園で子供たちを守り育てる場 をつくっていくという計画でございますけれども、この計画はこのまま進めていくつもりでご ざいます。

ただ、今言いましたように、年数の調整というのはしていく必要があろうかと思いますけれ ども、このまま計画を進めていく所存でございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

先ほど少し子供たちの人数の話も出ましたけれども、やはり確実に減少化が進んでいる状況の中で、子供たちがやはりよりよい環境で保育・教育をしていく場、そして親さん方に少しでも安心して預けていただける、また教育にかかわらせていただける場をつくるということは、やはりこの構想の中でしっかりとうたっておるところでございますので、この実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〇議長(丹羽豊次君) 12番 栗田利朗君。

[12番 栗田利朗君登壇]

**〇12番(栗田利朗君)** 再質問させていただきます。

施設用地、施設整備費、今後の園児数、通園に関することを含めたことを問いかけましたが、そして今、町長から、私立1園、公立4園の構想を進めていきたいというお話をされましたけれども、私としては全てのことを見直してほしいと言いましたのは、私は公立4園にこだわらずに、府中こども園、岩手こども園、宮代こども園、表佐こども園とする小学校の校区ごとのこども園構想も考えてみてはいかがでしょうか。それも含めて考えていただきたいなということを思っております。

そして、第6次総合計画の策定計画案を出される前に、いま一度検証を検討される考えはありませんか、中川町長にお伺いします。以上です。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

**〇町長(中川満也君)** 栗田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

特に4園ではなく、小学校区ごとのこども園の展開はできないかということでございますけれども、これがまさに第1次のこども園の計画であったというふうに思っております。そして、その中で、やはり子供の数の減少の問題、あるいはどういうふうに預かっていくかと、あるい

は施設統合をしていくかということを考えたときに、やはり今の4園構想が出てきたものとい うふうに認識をしております。

一方で、施設管理の経費の部分ということも考えないわけではありませんけれども、あくまでやはり子供たちがどういう状況で預かれるかという部分、そういったことを考えたときに、 ある分の数を必要とするこども園の経営というものを考えているところでございます。

そういった中でも、やはり先ほど言いましたように、40人から50人ぐらい減っていくという 状況の中で、これを各校でやった場合に、やはりさらに厳しい状況、それが本当にいい状況な のかということを考えるところでございます。

しかし、このことにおいて、では小学校まで統廃合するのかという議論も出ますが、私としましては、小学校は必ず現状のまま堅持をしたいと思っております。これは、どんなに人数が少なくなっても、やはり地域のコミュニティーの核となる小学校でございますので、これを堅持するためにやっていきたいと思いますが、その中で子供たちがやはり少しでもいい状況で保育・教育ができる場として統合するということを考えておりますので、この方向を考えていきたいと思いますが、これはやはり、先ほども言いましたように、地域の方々の御理解ということがまず第一でございますので、その部分での検討の中で、今後、そういったこともしっかりと住民の皆さんと協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長(丹羽豊次君) 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

**〇7番(中村ひとみ君)** 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点にわたって質問をさせていただきます。

まず1点目、災害発生時における避難所運営についてお伺いいたします。

今夏の台風・大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。

災害発生時には、災害対策基本法に基づき、予防、対応、復旧・復興と、あらゆる局面に応 じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されております。

地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速・適切化等を定めて おり、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備す ることになっております。

熊本地震や今夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られました。国や県との連携や対口支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめる。この間に、職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねない。そこで、本町の避難所運営についてお伺いいたします。

1点目、内閣府が公表しております避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、市町村の避難所関係職員以外の者でも避難所を立ち上げることができるよう、わかりやす

い手引 (マニュアル) の整備が必要であるとなっています。近年の災害多発の状況に対し、本 町の避難所運営マニュアルの作成はどこまで取り組んでいただいているのかお伺いいたします。

2点目、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となって行うべきものとなっていますが、災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっているのか。とりわけ、初動期の避難所にあっては地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっておりますが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

3点目、避難所の良好な生活環境の確保に向けた取り組み方針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっておりますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施状況をお伺いいたします。

4点目、熊本地震では、最大1日1,400名を超える他の自治体職員の派遣を受け入れました。 内閣府の避難所運営等の基本方針によると、避難者のニーズの把握や他の地方公共団体等から の応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織しとありますが、 本町では避難所支援班はどのように組織され、避難時にはどのような動きとなるのかお伺いい たします。

5点目、台風10号で被災した岩泉町では、避難所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わった。このことは円滑な災害対策に影響を及ぼしかねないことであり、本町においても、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきと思いますが、その点についてお伺いいたします。

続きまして、若者の夢へのチャレンジを応援についてお伺いいたします。

学生を中心に、若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して、自治体として助成金を支援するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出てきています。子供や学生の夢を育み、夢へのチャレンジに対し、地域を挙げて応援することは、地域の魅力創造にもつながる重要な施策と考えられます。

愛知県小牧市では、27年度、子供の夢のチャレンジを応援する新規事業として、海外でのボランティアや地域活動など、学生がみずから考えて企画した活動に対し、30万円を上限に経費の一部を助成する夢にチャレンジ助成金を創設しました。学生など、若い世代の夢の実現に向けた活動を促すことを目的として、一つのきっかけとして経済的に支援するものです。

応募資格は、原則、市内在住の高校生から25歳以下の学生で、対象となる活動内容は、海外での語学研修やインターンシップ、ボランティア、フィールドワークなど、新たに企画される活動であれば特に制限を設けていません。

市は、募集期限を設けた上で、1次審査となる書類審査を経て応募者による公開プレゼンテーションを行い、市として6件程度を採択するものです。なお、27年度は、6月21日に行われたプレゼンテーションを受けて、当初申請のあった7件中5件が採択となり、海外への渡航費用や地元で行うイベントに係る費用の一部などに対し、助成金が支給され、既にそれぞれ活動

に入っています。助成を受けた場合の活動期間は平成28年の2月15日までとなっており、その後、3月末までに実績報告会を開催し、活動の内容を発表する場を設けました。

今回の小牧市の事業は、市の基本計画に掲げる都市ビジョンである「こども夢・チャレンジ No. 1都市」の実現に向けて、子供の夢を育み、夢へのチャレンジを応援する事業の一つと して実施されております。

どうか本町におきましても、若者の夢へのチャレンジを応援する取り組みを検討・推進していただきたいと考えますが、御所見をお伺いいたします。

最後の質問です。

キッズページの導入についてお伺いいたします。

今やインターネットは、パソコン、スマートフォンの普及により、家庭はもちろん、社会に大きく広がり、気に入ったもの、興味のあるものをその場で検索して調べることが一般的で主要な方法になりました。中でも、自身のホームページを開設すると、今までコンタクトをとることができなかった人から直接問い合わせを受けるような大きなチャンスがあります。ホームページが普及した今日では、どのようなホームページが開設されているかで信用が左右されることが多くなりました。

本町のホームページを開いてみますと、各課の案内を初め、便利なサービスとして、メールやネットで申し込みや手続ができること、「暮らしの出来事から探す」や子育て応援サイト「すこやか子育て応援ページ」など、町民サービス・サポートを提供しやすくするため、わかりやすく検索しやすい工夫が見られます。また、最新のニュースも配信されていることで、町民の皆さんはもちろん、町外の皆さんの心をつかむ趣向を凝らした努力でイベント等の集客にもつながっているものと考えます。

幅広い年代層が利用できるインターネット時代にあって、本町のホームページも子供向けに 伝える必要があるのではないでしょうか。例えば、学校の宿題で垂井町の歴史・地理等を調べ る際に、子供や先生、そして家族も一緒に調べて楽しめるもの、また時には一人で悩みを抱え ている子供が安心して相談できるホームページがあればどうでしょうか。学び、遊び、相談に アクセスできるキッズページは、これからの時代に求められる一つであると思います。名古屋 市や東海市を初め、多くの市町で導入されています。

他市町のキッズページの例を挙げますと、市の紹介、市役所の仕事、歴史、人物紹介、水について、また選挙管理委員会のページや環境のページなど、それぞれが工夫を凝らしたキッズページを設けております。パソコンやタブレットでの学習や調べものに利用されています。そして、キッズ相談室では、子供相談やヤングテレホンの紹介、メールでの面談予約、情報提供、相談対応など、子供たちが検索したくなる内容が盛り込まれています。

我が町垂井を子供たちにもっと知ってもらいたい。子供から子供にアピールすることで、関 心度を高める効果が生まれると考えます。

そこで、本町のホームページに、子供たちに垂井町の魅力を届けるキッズページの導入を検

討・推進していただきたいと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上、一般質問といたします。

〇議長(丹羽豊次君) 企画調整課長 栗本純治君。

[企画調整課長 栗本純治君登壇]

**〇企画調整課長(栗本純治君)** 私のほうからは、中村議員から、災害発生時における避難所運営について、またキッズページの導入について、この2点についての御質問について答弁をさせていただきます。

初めに、災害発生時におけます避難所運営について、その中で5点御質問がございました。 まず、本町の避難所運営マニュアルの作成はどこまで取り組んでいるのか、また災害時の職 員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期するべきと思うがと、この2点につきまして、関 連でございますのでお答えをさせていただきます。

本年は、4月の熊本地震に始まり、8月の北日本を中心とした豪雨、10月の鳥取県中部地震、11月の福島県沖地震と、多くの災害が発生いたしました。特に熊本地震については、発生確率が低いと思われた断層が原因で発生し、近くに断層が走っている垂井町にとっても人ごとではないと認識を新たにしたところでございます。

現在、指定避難所におけます運営マニュアルにつきましては、平成26年度の垂井町の地域防災計画の改訂に合わせまして作成をいたしました。しかし、関係部署とともに関係住民との十分な情報共有が図れておらず、本年4月に発生した熊本地震を契機に、過去に被災をした市町村からヒアリングをした結果と照らし合わせても、特に地震においては実態に合わないと見受けられる箇所があることが判明をいたしております。そのため、現在、避難所運営などのマニュアルの見直し作業を行っているところです。

今回の見直し結果については、関係部署と関係住民にわかりやすく伝え、十分な情報共有を 図るとともに、運営マニュアルによる住民と行政によります実働訓練についても検討を行い、 有事の際、機動的に動けるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の運営組織をつくることになっているが、 どのようになっているのかという御質問でございます。

指定避難所運営マニュアルにおいては、自主防災組織等によりまして指定避難所運営組織が 設置されるまでの間は、指定避難所に派遣される職員が中心となって、指定避難所の報告とか 救援物資等の要請等、避難所運営を行い、指定避難所運営組織が設置された後は速やかに指定 避難所運営組織が自主的に管理・運営をする体制に移行し、派遣職員は後方支援業務に従事す ることとしています。

これは、避難所が発災後の設置から運営に移った際には、避難所の避難者数等の把握や支援物資の調達、管理、配給など、さまざまな業務が発生し、マンパワーが必要であることから、議員言われるとおり、役場の職員は国・県といった関係機関との連携、支援物資の受け入れや割り当てなど、本来行政が行わなければならない業務が逆に避難者の発災後の生活に大きな影

響を及ぼすため、避難所運営に多くの職員を割り当てることはできず、避難者みずから行動し、 助け合いながら避難所を運営していく必要が生ずるからであると考えております。

次に、避難所設営の訓練の実施状況はというところでございますが、避難所運営マニュアル に基づきまして避難所設営訓練は実施していないのが今のところの現状でございます。

毎年1回、各地区交代で町の防災訓練を実施し、本年も岩手地区で開催をいたしました。本 訓練では、職員の招集訓練等に合わせまして、住民の皆様が体験できる訓練をメーンに実施し ており、防災訓練の中で実施するかは別として、避難所設営訓練といった実働的な訓練の実施 についても必要性を感じているところでございます。

また、地区まちづくり協議会によっては主体的に避難所設営訓練を実施している協議会もありますので、そういったところと連携を図りながら、今後、避難所設営訓練の実施について検討していきたいと考えております。

次に、避難所支援班はどのように組織をされ、災害時にどのような動きとなるかという御質 間でございます。

避難所におけます良好な生活環境の保護に向けた取り組み指針におけます避難所支援班に位置づけられるものといたしましては、町の地域防災計画におきまして、災害対策本部に住民部福祉班を設置し、担当であります健康福祉課を中心に、避難所に関する総合対策に関するボランティア活動の支援及びニーズの把握に関することについて取り組みを行っていきます。

続きまして、キッズページの導入を検討・推進してはどうかというところでございます。

最近、子供を取り巻くIT環境は年々変化し、現在の小・中学生にはパソコンやインターネットは特別なものではなく、IT環境内にいるのが自然となっております。子供たちをインターネットから遠ざけるのではなく、どのように活用するか、またどのように使うかということを考えなければならない時代へと移ってきております。

その中で、小・中学生たちが自分自身でインターネットなどを利用し、わからないことを調べ、情報を得ることは日常であり、重要となってきており、町ホームページの果たす役割は大きいと考えております。小・中学校の児童・生徒の皆さんにわかりやすく、また町に親しみを持っていただくため、子育て支援の視点からも子供向けのページを検討していきたいと考えております。

自分で調べたり、自分のまちを知りたい。未来ある垂井町の子供たちが関心を寄せて新しいことに出会い、チャンスをふやし、また悩んだときには相談窓口の情報なども提供していけたらと思っております。

子供向けのページというだけではなく、幅広い年齢層へ多くの情報を提供していけるよう、ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。 〇議長(丹羽豊次君) 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

**〇生涯学習課長(衣斐 修君)** 私のほうからは、中村議員の2番目の質問、若者の夢へのチャレンジを応援する取り組みを検討・推進してはどうかについてお答えをさせていただきます。

垂井町の青少年が、広い視野を持って国際社会を担っていく人材として、また地域の将来を担う人材として育っていくためには、青少年一人一人が志を持って夢や目標に挑戦し、たくましく成長していくことが望まれます。そのため、垂井町教育ビジョンでは、学校教育はもとより、青少年自身が成長していく喜びを感じることができるよう、青少年活動の充実や社会全体で青少年を育成していく啓発活動の推進をしているところでございます。

また、志を持って夢や目標に向かうことへの支援といたしましては、かけてもらってうれしかった温かい言葉や、家族でつくる我が家の人権標語などについて家族で話し合う活動を通じて、各家庭で我が家やふるさとへの自慢を持てるようにしたり、児童・生徒が将来の夢や目標について家族と語り合うことの大切さを感じられるようにしたりしております。

学校では、総合的な学習の時間の中での生き方学習やキャリア教育を行っており、2分の1成人式などで将来の夢や希望を発表する活動をしております。さらに、商工会と連携いたしまして、小学校での職場見学や中学校での職場体験、PTAと連携した職業講話といった取り組みも行っているところでございます。

このほかにも、一流のアスリートの話を聞き、将来の夢を持つことのすばらしさや負けない 心を持つことの大切さを学ぶことができる事業の活用も行っていることがあり、今後もその活 用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議員から御提案がございました愛知県小牧市で行っております小牧市夢にチャレンジ助成金の事業につきましては、他の市町の同様の事業も参考にさせていただきながら、垂井町の将来を担う子供たちに対し、何らかの応援ができるよう、ハード・ソフトの両面から支援を今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(丹羽豊次君) 7番 中村ひとみ君。

[7番 中村ひとみ君登壇]

**〇7番(中村ひとみ君)** 再質問をさせていただきます。

各課の前向きな御答弁、ありがとうございました。

確認だけさせていただきたいんですが、住民による避難所運営組織において、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者としてかかわり、運営に当たること。避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。住民による主体的な運営を進めるに当たって、炊事や掃除などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らない配慮をすることなど、細部にわたって取り組み方針が公表されているわけでございますが、先ほどの答弁の中にありましたが、一部のまちづくり協議会等でHUG・リグを既に行ったところもあると聞いております。

いざとなったときに備えるべきことから、また具体的な方針が出されている今だからこそ全

町を挙げて各地区で早急に取り組むべきではないかと思われますが、その点、お伺いいたします。

もう1点は若者支援のことでありますが、国は若者のための政策として、不妊治療の公費助成や幼児教育の無償化の実現、また無料で使える公衆無線LANの拡充とか婚活や新婚世帯の支援、これは結婚支援に取り組む自治体や企業を後押しする補助金が今年度補正予算で盛り込まれたということでございますが、国はそのような支援をどんどん進めております。

そこで、若者が希望を持ち、輝ける社会を実現するために、垂井町として、今後、若者支援 をどのように進めていくお考えなのかを、具体的に町長の思いがありましたらお聞かせいただ けたらありがたいと思います。

以上、再質といたします。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、避難所の運営につきましてのこれからの展開でありますけれども、やはりこの取り組みについて積極的なところ、それから余り積極的でないという言い方もおかしいんですが、そういうある程度分かれているところに対して、やはりこれから指導を行いながら、全町がそういった地域ごとのしっかりと守りをできるような体制は指導していくべきだというふうに思っておりますし、また毎年夏の終わりに行っております町の総合訓練、防災訓練ですね、これも各校区ごとを回っていきますので、7年に1回は各地区を回るという形になりますので、そういった中でもこういった展開はしっかりとしていきたいというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願いします。

それから、町としての若者支援って非常に難しい、今、急にふと思いつくものではないんですけれども、先ほども1番議員の太田さんのほうからもタウンプロモーションの中で若者の思いというのもいろいろ聞いたところでございますけれども、そういった場面場面を捉えてやっていくことが必要かなあというふうに。対応できる気持ちといいますか、体制をつくっていくことが必要になってくると思いますので、何か事業を、これを立ててということには特にならないと思いますけれども、そういったものに対応できるようにしていきたいと思っています。

またもう一つ、垂井町には不破高校がございまして、現在、その存続について、県ともいろいるとやっておるところでございますけれども、こういった支援も大きな意味で考えれば若者支援につながっていくものというふうに思いますので、この存続に向けてしっかりとフォローしていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

O議長(丹羽豊次君) 4番 若山隆史君。

[4番 若山隆史君登壇]

○4番(若山隆史君) 議長から登壇の許可を得ましたので、早速質問に入らせていただきたい と思います。 今回、2件の質問をさせていただきます。

まず第1点目、住民生活の安心・安全及び生活環境の保全についてでございます。

住民生活にとって欠くことのできないライフラインのうち、町の独占的な事業として水道事業がございます。この事業につきまして、住民生活の安心・安全の観点から御質問をいたしますが、この質問の内容につきましては、さきの御質問で上水道事業についてということで先輩議員が質問されております。言われることはないとは思うんですけれども、同じ方向性ではないと私自身は思っておりますけれども、重複しましたら、その分、よろしく御理解をいただきたいと思います。

ついせんだって、ある住民の方が想定外の多額な水道代を請求され、びっくりして役場へ相談に行かれたところ、条例・規則に規定がなされていない。正確に申しますと、条例では減免措置の規定はございますが、規則にその取扱細目がないというようなことで、取りつく島もなかったというようなことでございました。原因はといいますと、水道メーターの宅内側にて埋設配管が破損し、大漏水。地上に水が噴出しなかったことで、毎月検針の折に漏水指摘とともに多額の水道料の請求があり、初めて知ることとなり、早速修繕し、現在は通常に戻った由でございます。

情報を知った折に、長く行政に携わってきました目線では、さもありなんというような結論をつけていたと思いますけれども、議員の立場、広く住民目線での意見としては、単純に自己責任とか多額料金の支払いの交渉云々ということだけではなしに、もっと大局的で将来的な供給者と利用者間の問題が存在するような思いに至った次第でございます。

ところで、全く視点を変えて他のライフライン、生活に欠くべからざるものとして、電気あるいはガス利用の御家庭において、漏電やガス漏れで月額使用料の何倍もの請求があったということの情報は聞いたことが私はございません。状況によっては命にかかわるということで、早くから安全対策に力を入れられ、電気ならば漏電ブレーカーの設置や供給メーターのハイブリッド化が進められ、ガス供給においてもガス検知器や地震時供給遮断機能つきメーターの普及など、供給側・受給側、相互信頼度向上のもと、いわゆるサービスの向上に努めた。我々の生活に安心・安全をもたらしてくれております。

翻って、水道はどうでしょう。水道メーターの宅内側でのことは一切受給者側の責任において処理してくださいの姿勢は終始一貫しておられますけれども、今後のさらなる安全・安心対応策、すなわちサービスの向上としてメーターのハイブリッド化や漏水救済措置、これはさきに御答弁もありましたけれども、検討はなされていないのでしょうか。

一方で、水道事業者として、飲料水の安心・安全・安定供給のために、南部地域のみならず、 北部地域も自然流下供給方式に改善しようと、日夜、施設整備に尽力しておられます。このこ とは、今までの停電即断水という事態を改善できるとともに老朽施設も改修でき、水道利用者 にとっては安心・安全・安定度が高まり、喜ばしいことでございます。当然のことながら、そ の多額な建設改良費は、借入金として、水道料金の値上げも視野に、未来にわたって水道利用 者が負担していくこととなるわけでございます。

水道事業者にとっては、安定的に使用契約をしていただいていますこの水道利用者との信頼 関係を、しっかりと維持されていくことが非常に重要なことでございます。水道メーターの宅 内側での漏水ということで、条例・規則上、問答無用的な扱いは、近隣市町村の動向とかこう いったことを超越して、垂井町民としての運命共同体的相互理解に基づく対応に大変革をして いただき、よりよい方策を喫緊の課題として取り組む必要を強く願うものでございます。

ちなみに、下水道条例・同施行規則には、宅内の水道漏水時の対応はしっかりと規定がなされております。ただし、この条例を見てみますと漏水水量に相当する使用量、漏水量に相当する量とはどのように算定するか。これらも2割以上云々とかありましたけれども、そういったことを受動的にやるのか、あるいは能動的にやるのか、そういったことが問題でございます。

いずれにいたしましても、担当課長並びに水道管理者の御所見をお尋ねしたいと思います。 次に、生活環境の保全についての御質問でございます。

私どもが日々の生活を営んでいくに当たり、隣近所は重要かつ欠くべからざる存在で、地域コミュニティー形成の基本と認識いたしておりますし、隣近所とは仲よく良好な関係を維持していきたいと皆が願っているものでございます。

しかしながら、昨今の高度化された社会生活環境では、隣家のクーラーやエコ給湯の屋外機の音、浄化槽ブロアの音、ペットの鳴き声問題などなど、言い出したくても、隣家と険悪な状態になることを心配して、黙って内心悶々としているという話を聞くことがございます。

また、昨今の世界規模で推進されている地球温暖化防止の一環として、再生可能エネルギーの太陽光発電設備が、人里離れたところや屋根・屋上での設置事例から、集落内の空き地などにも設置が進められるようになってきております。そうしたことが地球環境保全に寄与するとか、新たな収益事業の展開とか、よいこと尽くめのように思われていますが、ところがでございます。思わぬ問題が発生し得るのであります。

それは、過去にどこかの県で訴訟問題にもなったと記憶しておりますけれども、ある季節のある一定の時間、太陽光発電のパネルに反射した光が近所の家の窓に直射して、そのことにより住環境が悪化したという事例でございます。

太陽光発電設備の設置によって迷惑をこうむるようならば隣近所で話し合えばと、第三者は 簡単に思うかもしれませんけれども、被害を受けている当事者からはなかなか言い出せないの が実情でございます。

何かよい方法はと思案していたところ、実は既に40年前に制定された条例が存在していたのでございます。垂井町生活環境の保全に関する条例でございます。空き地の雑草除去を対象として、住民生活の環境保全・向上を目的としたものであります。

この条例をもとにしてさまざまな生活環境を阻害する項目を整理されて、当事者のみならず 広く住民に理解を求めるべく、広報・啓発活動を推進する条項なども加えて、ぜひとも新しい 条例制定に取り組んでいただきたく、町長の御所見をお伺いするものでございます。 大きく2点目、新役場庁舎の周辺の道路整備及び予算規模についてでございます。

この道路整備につきましても、さきに御質問があり、重複する部分があるかもしれませんけれども、視点を変えておりますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいと思います。

垂井町新庁舎基本構想をもとに、諸手続を経て、文化会館南、旧ショッピングセンターアミの建物・敷地を確保し、現在は基本計画策定の真っ最中であると思いますが、この段階を踏まえて御質問をさせていただきます。

新庁舎基本構想にさかのぼりますが、新庁舎の建てかえ場所の選定方針として、敷地規模と自動車でのアクセスの利便性確保が掲げられています。敷地規模に関しては、文化会館との共用により合理的な規模が確保できるものの、ことアクセスに関して、将来的にはいささか、いや、大いに問題点があると思っております。

その改善ポイントを列挙しますと、これが言われておるんですけれども、西側県道養老垂井線からのアクセス。これは、北進車両の右折車線の確保と南進車両の左折車線の確保。いずれも郷鉄工西側にございます国道交差点への影響が懸念されるものでございます。2番目に、圦之宮神社3差路交差点改良。これは、右折車線の確保・鋭角解消でございます。3点目に、県道養老垂井線新相川橋南詰交差点改良。右折車線の確保とあわせ、圦之宮国道交差点までの道路の拡幅。4番といたしまして、国道21号線横断歩道の確保。商業施設との往来利便性の向上など。

新庁舎基本計画を策定するに当たり、人・車のアクセス整備を当然盛り込む必要があると考えておりますが、これは継続的に整備の担保をする意味からも、いかなる考えで進められておられるのか、お尋ねをいたします。

あわせまして、過日の某新聞によりますと、新庁舎基本計画の業者選定結果とともに、新庁舎の予算規模が25億円となっておりました。業界の通例として、予算規模に合わせた設計内容を提案してくるといたしまして、町は新庁舎のでき上がりの基本コンセプトとしてどのような内容を想定、積算され、25億円を提示されたのかを町長にお尋ねいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、基本計画の中にこういったアクセス問題等もひっくるめて盛り込んでいく、そういった方向性を問うておりますので、ひとつよろしく御答弁をお願いいたしたいと思います。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

**〇町長(中川満也君)** 若山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、住民生活の安心・安全及び生活環境の保全についてという部分の、特に2 番目の条例についての部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

また、あわせて水道についても、一部後で補足がありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、減免につきましては、今後やはり規則というものをしっかりつくる中で対応をしていきたいと。先ほどは温情という言葉がございましたけれども、今回、利用者との信頼関係を

いかに築いていくか、将来にわたってつくっていくかという、また違った観点を提示していた だきました。

冒頭で、行政職にあったものとしてはさもありなんということは、我々にとってはやっぱり そうだろうかと思うところでありますけれども、しかし、実際にやはり住民の方々をいかに現 実的な対応で救っていくか、あるいはうまく一緒にやっていけるかということを考えることは とても大事な観点でございますので、いい提案をいただいたと思いますので、しっかりとまた 対応していきたいと思います。

さて、生活環境に関する条例でございます。

垂井町生活環境の保全に関する条例というのは、昭和52年3月に制定されております。これにつきましては、都市計画区域内における空き地の雑草が放置されていることにより生活環境が阻害されていることに鑑み、雑草の除去について必要な事項を定めたものです。つまり、雑草対策だけということがこの条例の実態でございまして、今からもう40年以上前の条例としてはその程度だったのかもしれませんが、これがこのまま眠っておったというような状況かというふうに思います。

近年の生活様式を見てみますと、やはり生活騒音などの議員おっしゃいました都市生活型公 害が問題になったり、あるいは環境問題がどんどんおかしくなって、地球温暖化などの地球環 境問題といったものも喫緊の課題となっておるところでございます。これらのことを受けて、 住民・事業者、行政の責務を明確にして、それぞれが環境への負荷の低減、公害防止に自主的 に取り組むことによって、住民の良好な生活環境を確保することが求められる昨今ではないか なあというふうに思います。

議員から御指摘がありましたけれども、クーラーの室外機でありますとか太陽光パネル、太陽光パネルにおきましては、今、輻射のことをおっしゃいましたけれども、場所によっては、要するに置くところによって、設置することによって災害を引き起こすような事例も見受けられるところでございます。これは、やはり全国展開の中でそういった事例も見受けられるというような形の中で、やはりここら辺をしっかりと対応していくことが必要かと思うところでございます。

人の健康の保護や生活環境の保全の上で、大気の汚染あるいは水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音については、法律において環境基準が定められており、それらを根拠に、行政においても公害防止対策や環境保全に取り組んでいるところでございますけれども、生活環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、これは条例も必要かというふうに思いますので、今後、関係機関・関係所管とも連携を図りながらしっかりと研究をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

**〇上下水道課長(町田正博君)** それでは、私からは若山議員の第1点目のうち、上水道事業に

ついてお答えをいたします。

後藤議員の答弁でも申し上げましたが、現在、水道の漏水に対する減免等の制度は導入して おりませんが、水道管からの漏水は地下や壁面などに埋設された管の破損から漏れることが多 く、管理するには困難な状況が多いことは十分認識しております。

議員の御指摘、また先ほど町長も申し上げましたが、お客様と私どもの信頼関係を築き、さらに発展させることは、事業運営にとりまして大変重要なことでございます。

今後、水道料金の改定を検討するだけではなく、救済措置として漏水の減免制度の導入、また下水道料金の減免基準、こちらとの整合性につきましても両方一緒に見直し・検討をいたしまして、また他市町の制度を十分に調査研究いたしまして前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、漏水対策として水道メーターのハイブリッド化についてでございます。

おっしゃっていただいたのは乾式直読メーターと電子式メーターの融合器で、漏水検知機能 や逆流検知機能を備えた高機能システムでございます。検針作業の効率化、漏水の早期発見に つながるものです。

近隣市町では導入例がございません。当町で導入するとなりますと、非常に画期的なことだ と思います。

御指摘を機に、今後、導入されております先進自治体等の例を参考に調査研究してまいりた いと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) それでは、若山議員の2点目の新庁舎に係ります周辺の道路整備について、私のほうから御回答申し上げたいと思います。

新庁舎の周辺に係ります道路整備につきましては、御案内のとおり、庁舎の移転場所についても、庁舎の早期整備、あるいはアクセスの利便性等、そしてまた防災拠点形成及び費用低減の観点からも、最も有効性の高い文化会館南側付近を選定いたしたことは、現在までこの方針に基づいて事業を進めておるところでございます。

本年6月には、第3回の臨時議会におきまして、庁舎の位置を定める条例の一部改正についても、議員12名によります総員起立を持って可決を賜りました。現在は、各工程に従いまして基本計画・基本設計の検討を進めているところでございます。

御質問の周辺道路につきましては、さきの御質問でもお答えをさせていただきましたが、基本構想の中の庁舎整備の留意事項の中で、お尋ねに係ります出入り口の交通の関連、あるいは検討課題といたしましては駐車場への交通アクセスの利便性等々についても、それぞれ基本構想の中で記述をさせていただき、整理されておるところでございます。

それを受けまして、これも先ほどの議員と同様の回答になりますが、果たして庁舎が移転した場合にどういった交通への影響があるのかといったことは、事前に推計して予備の検討材料

にいたす必要がございまして、その対策を講じさせていただいたところでございます。その結果につきましては、これも先ほどの回答と同様になりますけれども、庁舎移転に伴う周辺交通への影響は発生しないといった結果が出たところでございます。

しかしながら、議員お尋ねのとおり、周辺に係ります環境については基本構想の中でも、先ほど来、同じことを申し上げておるかもわかりませんが、交通アクセスについては、十分その処理方法等の検討が必要ということはうたわれておるわけでございます。したがいまして、今後、担当所管とも十分連携をしながら、移転後であっても引き続きの継続の検討は必要であると、そのように認識いたしておりますので御理解賜りたいと思います。

なお、基本計画の中にその辺の周辺記述についての記述云々というお尋ねもございましたが、 その点につきましては、基本構想の中であくまでも引き続きの検討をするということの記述が されておりますので、今回、私どもが基本計画設計の委託を出しておりますのは、あくまでも 庁舎に係ります建物関連についての業務でございますので、その辺の記述についてはされてこ ないといったことで御理解賜りたいと思います。

次に、2点目の新庁舎の予算規模についてのお尋ねでございますが、まず前段でお尋ねの基本コンセプトの内容についてでございます。

基本構想の基本理念では、1つに町民が集う庁舎、2つに町民の安全を守る庁舎、3つに全ての人に優しい庁舎、最後になりますけれども、4つ目に町民が誇りに思い愛される庁舎として整理をいたしております。この基本理念を実現するために、必要な基本方針を基本構想の中で取りまとめをさせていただいております。

現在では、より具体的な庁舎内外に確保する機能等につきまして、基本計画・基本設計の中で検討を進めているところでございますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

次に、御質問の後段部分の25億円はどのような内容を想定して積算したのかについてのお尋ねでございますが、この予算規模につきましては、御案内のとおり、新庁舎基本計画・基本設計業務公募型プロポーザルにおいて提示をさせていただいた予定工事費でございます。基本構想でお示しをいたしました新庁舎の導入機能や、あるいは基本コンセプトを想定して積算したものではございません。よろしくお願いをいたします。

なお、垂井町の新庁舎は、既存建物をコンバージョンして新築よりも魅力ある庁舎を建設するという方針を決定いたしておりますが、その決定をいたす検討の過程で実施をいたしました既存商業施設活用基礎調査の結果を踏まえまして、坪単価当たりを130万円といたし、同規模の庁舎を新築した場合で29億円程度と想定をいたしたところでございます。この新築した場合の工事費から、既存建物を活用いたします地中基礎あるいは躯体部分の工事費を、今回のコンバージョンをすることによりまして約2割程度は削減できると見込み、税込みの本体価格工事費で25億円と試算したところでございます。よろしくお願いいたします。

なお、今後につきましては、基本計画・基本設計の検討を進める中で概算工事費が出てまい

ると思いますが、25億円を超えることのないよう、コスト意識を十分持ちながら検討を進めて まいる所存でございますのでよろしくお願いをいたします。

さきの土曜日でも、新庁舎に対します多くの御要望あるいは意見を頂戴する場を設けたところでございますが、新庁舎に必要な導入機能をどの程度に抑えながら進めるかは大変難しい課題でもございます。建設コスト管理と同時に、基本構想の課題でも整理されておりますとおり、整備後のランニングコストや維持管理費、そしてまたライフサイクルコスト等の観点からも、将来を見据えたトータル的な視点を持ってしっかりと検討していく所存でございますので、何とぞ引き続きの御支援・御協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

**〇建設課長(山口哲司君)** 若山議員の2点目の質問の中で、新庁舎周辺の道路整備について回答をさせていただきます。

1点目の県道養老垂井線の右折・左折線の確保につきましては、先ほど議員に申しましたと おり、県道からの乗り入れ等がございますので、岐阜県並びに公安委員会と協議してまいりた いと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

2点目の新相川橋南詰交差点改良につきましては、毎年、県を通じまして大垣土木事務所に対して改良工事の要望は継続して行っております。しかしながら、交差点北側の河川であり、橋梁の拡幅に伴う問題点があるため、これにつきましても県と協議してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

また、圦之宮交差点までの拡幅につきましては、沿線地権者等の意向を確認しながら調査・ 検討をしていきたいと考えております。

3点目の圦之宮神社の交差点につきましては、急勾配の緩和等がございまして、文化会館への乗り入れ等の問題がございますので、その辺の考慮をしながら調査・検討をしてまいりたいと考えております。

4点目の国道21号線の横断歩道につきましては、国道をまたぐ通路橋であり、本町では施行できないため、岐阜国道事務所に対し、関係機関と協議・調整を図りながら要望等を検討してまいりたいと考えております。

また、今後、庁舎整備やこども園整備などの大型事業が控えており、財政状況が非常に厳しくなることが想定されますので、来年度に新庁舎インフラ整備などを盛り込んだ都市再生整備計画を策定し、国の交付金であります社会資本整備総合交付金を活用しながら庁舎周辺のインフラ整備を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

〇議長(丹羽豊次君) 4番 若山隆史君。

### [4番 若山隆史君登壇]

# **〇4番(若山隆史君)** 御答弁ありがとうございました。

環境関係に関しまして、前向きの御答弁をいただいております。ありがとうございました。 また、水道メーターのハイブリッド化、私もさるメーカーに問い合わせましたところ、豪雪 地帯あるいは検針困難場所における無線あるいは有線でもって表示器を連携させるというよう な事例があるということは伺っております。

私は、これが全国的に、いろいろそういった事例以外は普及していないということで、サービスの向上観点からいいますと、垂井町がそういったことをもっともっと積極的に取り組んでといいましても、なかなか専門的な分野でございますので、これはどうでしょう、産官学の連携によります調査研究に着手されて、いわゆる必要は発明の母でございますので、垂井町がその意匠をとって全国に展開することによって、水道使用料のみならず、他の収益事業にも展開できるんじゃないかなあと、そういったこれも構想でございますけれども、そういった思いもございます。ぜひぜひよろしく取り組んでいただきたいと思います。

庁舎周辺の道路に関しましても、これは一朝一夕にそれがなし得るとは思いません。いろんな財政問題やら地権者の問題、いろいろあると思います。しかしながら、そういったことをしっかりと担保するには、行政としての通常でございますけれども、どこかの計画あるいは実施要綱、そういったものに掲げていないと、今、総務課長が言われましたけれども、基本構想の中に入っておる。私、ちょっと見つけられなんだんですけれども、今、基本構想を四千数百万円で発注されております。この中に周辺アクセス関係も網羅されて、次世代といいますか長期にわたるそういった整備に関します担保をしていただきたいというふうに思う次第でございます。

それと、25億円問題でございます。これはプロポーザルの折に25億円が提示されたから、それに乗っかってというような部分もございますけれども、業者は、詳細設計するに当たっても、そういった設計・積算、予算規模というものを基本にして業務委託契約の基礎数値が算定されてくるわけでございます。

垂井町がそういった専門業者に、専門性が高いということで丸投げ的な状態で設計を委託するのではなしに、基本的なコンセプトといいますか、それを行政内で持っていないと、主客転倒して何が何だかわからない、業者の提案だからこういうふうだというような。我々も県内のある市町村に見に行きましたけれども、プロポーザルで選定された業者はそれなりに強い意思表示がなされるものと思っております。

したがいまして、しっかりとそこら辺、自分自身のといいますか、垂井町のでき上がり等の基本コンセプトを持たないと、なかなかしっかりしたいいものができないのではないかと。要するに、この現庁舎から文化会館のそばに移転して、さらにトータル的な相乗効果を発揮するという町民の切なる思いにもかかわる問題だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

### 〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) 若山議員の再質問になると思いますが、要望の部分がかなり強かったというふうに思いますけれども、思いというものについてちょっとお答えをさせていただけたらと思います。

まず、水の漏水管理、ハイブリッドのメーターというものの取り組みについて、全国に先駆ける、要するに先駆けとなるようなものをやったらどうかと。提案としてはよくわかりますが、 実際、どことどう絡んでいくのかというのは非常に難しいところもありますし、恐らく業者と してはそういうものを考えているところはあると思うんですけれども、やはりコスト的にかな り高くなることが今の状況では想定されるという部分で、ここら辺も含めて検討していく必要 があると思います。

額の部分で、より理論的な部分をしっかり詰めながら、それをいかに実際に移していくかということの中で、そういった検証というのはこれからやっていくつもりでありますので、そういった部分でどうかかわれるかということはありますが、想定されるのはかなり高いものにつくだろうなあということは思っておるところでございます。

それから、庁舎の道路を計画にうたい込むということでございますが、先ほど言いましたように、やはり今の基本構想・基本計画の中では本体を中心にやっておりますので、周りについては、先ほどちょっと建設課が言いましたけれども、今後の都市再生整備計画、こういったものもありますので、この中でしっかりとうたい込んで、要するに単に西から入るだけではない、要するに文化会館側も含め、あるいは相川橋の南詰の部分も含めという、今、議員が御質問をされておるところでございますけれども、それから宮代交差点も含めというような形の中で、全てトータル的な形の中で、この社会資本整備という形の中でしっかりと検証をしていくことにもなろうかというふうに思いますので、そこら辺、ぜひまた御意見をいただきたいと思うところでございます。

また、予算につきましてでございますけれども、当然、前に25億円という数字を出しておりますけれども、あくまでこれは目安でございまして、今、梓のほうも一生懸命取り組んでくれておりまして、我々としては非常に気持ちよく一緒に仕事をやっている。まさにこれはもうチームとしてやりたいという思いをおっしゃいましたけれども、そういう部分ではうまく動いている状況を感じておるところでございます。25億円から少しでも安くなるように、そしてまた我々の思いがしっかりと実現できるために、夢をしっかりとつくって形にしていきたいと思うところでございます。

見学に行かれたところの引き合いを出されましたけれども、あそこの場合は、言うことを聞いてくれない建築事務所というのは、設計事務所というのは、コンペ形式でやりましたので、自分の作品を要するに採用されたと。そのことについて、設計事務所は自分の意匠というものを大事にしますので、そのことの思いを持って現場とのなかなかそごが出てきた、食い違いが

出てきたということでございますが、今回はプロポーザル方式でございますので、あくまで梓が提案してきたものに対して我々も今はチームを組んでやっておりますし、その中でつくり上げていくものでございますので、その中で思いというものをしっかりと形にしていきたいと思っておりますのでよろしく、またお気付きの点はぜひ御披露いただきたいと思います。

○議長(丹羽豊次君) しばらく休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時40分 休憩午後2時55分 再開

〇議長(丹羽豊次君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番(安田 功君) 通告に従いまして、4点質問をさせていただきます。

最初に、半兵衛の里についてお尋ねをします。

6月議会一般質問で、半兵衛の里の今後についてお尋ねしましたところ、継続して支援していくという方針であるとの考えが示されましたので、会員さんのある方にその旨をお伝えしましたところ、それなら自分たちも何か活性化の一端となるものを模索したい。その一つとして、例えばエコドーム、エコパークの敷地内でイベントを開催できないかとお尋ねでございました。

現在の半兵衛の里の駐車場は、手狭でイベントには不向きです。集客の点でエコドームとの 相乗効果も期待できると思い、私も賛成いたしました。

提案のエコマートでございますけれども、この内容ですけど、例えば地場産物品の販売、不用品バザー、フリーマーケット、地元フード店などの出店、地元伝統芸能の披露、アマチュア芸人によるパフォーマンス、エコカーの展示試乗会、子供向けのプレイコーナー、地元音楽愛好家によるミニコンサートなどを想定しています。気候のよい時期など、毎週週末に楽しいイベントを企画してもらって大いに活性化すると思いますが、いかがでしょうか。

次に、朝倉運動公園についてお尋ねをします。

朝倉運動公園の利用者は、今後減少が見込まれると思いますが、活性化への取り組みはどのようであるでしょうか。

子供向けの施設や遊具をより充実すべきとの声がありますが、これについていかがでしょうか。あるいはイベント会場として整備して活用の幅を今より広げてはどうか。あるいは温泉を活用してペットの保養施設や温泉水を利用した巨大ミストシャワーなどを設けてはどうかというような意見がございますが、いかがでしょうか。

次に、JRアンダーパスについてお尋ねします。

アンダーパスが浸水したときに悲惨な事故が起きたと報じられました。

垂井町においても駅の東のアンダーパスにおいて、通行どめ表示を見落として、あわや立ち 往生という経験をされた方より遮断機を設けてほしいとの要望がありました。いかがでしょう か。

最後に、役場の跡についてお尋ねをします。

現役場の跡とその周辺地域の活性化について、町長がどのような構想を頭に描いているのかがぜひ知りたいとの声が多く聞かれますので、町長はここで思いを述べてください。

以上4点、よろしくお願いします。

〇議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

**○住民課長(竹中敏明君)** 安田議員の1つ目の半兵衛の里について、エコマートをエコドームで開催できないかといった御質問がございました。住民課所管でございますので、私からお答えをさせていただきます。

エコパーク整備事業として、エコドームの建設と多目的広場を整備し、エコドームは平成24年12月に、多目的広場は平成26年5月から供用開始をしております。

このエコドームは、資源ごみを回収することにより、ごみの減量化・資源化をすることを目的とした資源ごみ回収施設で、また環境学習や情報発信の施設としており、供用開始以来、多くの町民の皆様に御利用をいただいております。

また多目的広場では、公園としての利用や環境を目的としたエコパーク直営のイベントに加え、希望者が随時利用できるイベントスペースとして、広く住民の方に使用をしていただくことを目的としております。

町におきましても、より一層多くの方に御利用いただけるように、毎月、各種講習会や環境 関連のミニイベント等を開催し、エコドームの利用の促進に努めているところでございます。 また、年1回、環境やごみ減量等について楽しく学べる環境フェアも開催してまいりました。

本年も10月に環境フェアを開催し、講演とワークショップを初め、さまざまなコーナーを設置し、楽しく体験し、環境のことを学べる場としております。また、多目的広場を活用して「遊びの場」のコーナーも予定しておりましたが、あいにくの天候不順のため中止させていただきました。

議員御提案のエコドームでのエコマート等の開催については、多目的広場等を活用しながら ミニイベントや環境フェアと組み合わせて開催することにより、エコドームの利用の促進にも つながるものと考えております。

今後、関係者の皆さんと開催に向けた協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろ しくお願いをいたします。

**〇議長(丹羽豊次君)** 産業課長 髙橋伸行君。

〔產業課長 髙橋伸行君登壇〕

**○産業課長(髙橋伸行君)** 安田議員からの半兵衛の里について答弁をさせていただきます。エコマートをエコドームで開催できないかというお尋ねでございます。

6月定例会におきましても議員から、半兵衛の里のこれからということで御質問をいただき、

生産者同士の交流、情報交換を通して一人一人が経営者としての責任感と意欲を持ち、喜びを 感じながら経営に携わっていくことを期待し、支援を継続していく旨、答弁させていただいた ところでございます。

さて今回、議員御質問の半兵衛の里経営協議会が、エコマートのイベントをエコパークの敷地で開催できないかというお尋ねでございますが、現在、半兵衛の里経営協議会では、春のタケノコ祭り、お盆セール、お彼岸セール、年末感謝セールなど、季節を生かしたイベントを年間を通して開催されているところでございます。今月24日土曜日、25日日曜日には、年末感謝セールとして、葉ボタンや仏花、お餅などのお正月商品の販売にあわせて半兵衛汁無料サービスなどが行われます。

これら今まで開催してきたイベントに加えて、エコドームで地場産物品の販売、不用品バザー、フリーマーケット、あるいはアマチュア芸人によるパフォーマンス、エコカーの展示などのイベントを出展者みずからが企画し、週末ごとに開催するということは、とても魅力なことと感じ、大変心強く思うところでございます。

最近では、参加者みずからが企画するイベントとして、朝倉運動公園で一世代前の自動車を 展示するジャスト マイ テイスト ミーティングやフェアトレードデイが行われております。 これらのイベントには、全国各地から来場されます。

議員から御提案がありましたエコパークで半兵衛の里協議会がイベントを開催するということは、半兵衛の里活性化とあわせて、地域の活性化にもつながるものと思われます。したがいまして、半兵衛の里経営協議会と今後、議論を進めていきたいと思います。その中で、主催者だけで行うことが困難なことがあるかもしれませんけれども、その場合には、側面的な支援をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

〇議長(丹羽豊次君) 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

**〇生涯学習課長(衣斐 修君)** 私からは、安田議員の2番目の質問、朝倉運動公園について答 弁をさせていただきます。

少子・高齢化に伴いまして人口が減少していく中、住民の嗜好も多種多様化し、スポーツ人口も減少、利用形態も変化していく傾向にあります。

しかしながら、朝倉運動公園施設の利用状況は、体育館を初めといたしまして、野球場、テニス場、多目的グラウンドなどの利用延べ人数を見ますと、ここ数年は年間七、八万人ほどで推移し、大きな変動は見せておりません。

朝倉運動公園の活性化を図るには、公園のキャパシティーを踏まえ、各種大会を招致していくことも必要ですが、近年実施しておりますが、先ほどにも話がありましたが、クラッシックカーとまではいかない一世代前の自動車の展示でありますとか、フェアトレードなどのイベントでは町の内外を問わず参加・来園者があり、町の存在をアピールする新たな触れ合いの場と

して効果も出てきていると思います。

こういったまとまったスペースを活用した運動以外の利用といったものを考え、町内のイベントだけでなく、西濃圏域などからの利用促進を行うことにより活性化していけるものと考えます。

子供向け施設、遊具の充実やイベント会場としての整備につきましては、朝倉運動公園自体が施設、設備の老朽化が進み、優先順位をつけながら改修・整備を行っている状況でありますが、施設の充実について検討はしていきたいと思います。

また、温泉を活用したらどうかにつきましては、今まで活用につきまして何回か御質問いただいておりますが、この温泉は健康増進を図る目的で平成10年度から11年度にかけて掘削され、平成12年度から温泉スタンドとして利用を開始し、平成19年度からは源泉のくみ上げと、そういうルールを管理する方式で活用をしているところでございます。

施設をさらに充実させることは、予想されます費用対効果を考えますと、さきに述べました ように老朽化対策や優先すべき他の事業が蓄積する中で、今すぐ取り組むことは困難であると 考えており、利用しながら維持をしているところでございます。よろしく御理解をいただきま すようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

**〇建設課長(山口哲司君)** 安田議員の3点目のJRアンダーパスについて答弁をさせていただきます。

町道垂井表佐線でありますJR垂井駅東側のアンダーパスにつきましては、冠水時に職員が駆けつけ、道路封鎖を行ってまいりましたが対応が遅くなるため、平成23年度に冠水感知システム自動通報装置を設置いたしたところでございます。

このシステムは、冠水を感知した水位が4センチ以上になりますと、電話による音声通報、また企画調整課、建設課及び職員にメールが配信されてまいります。また、アンダーパスの両側においては、回転灯つきの冠水表示板が設置されており、4センチ以上で冠水注意、10センチ以上で冠水通行どめが表示され、黄色い回転灯が点灯いたします。

維持管理につきましては、毎年、出水期前に職員によるシステムの点検、アンダーパスの内部の側溝清掃、東側の相川河川敷にあります集水ますのしゅんせつを行っており、平成27年度には、専門業者による設備保守点検業務を施行いたしたところでございます。

議員提案されております遮断機設置につきましては、生活道路として安全・安心をさらに確保されますので、事業推進に向けて調査・検討してまいりたいと思います。

今後も出水期間中の定期点検の強化など、点検体制の強化に努めてまいりますので、御理解 を賜りますようよろしくお願いをいたします。

私のほうから以上、答弁とさせていただきます。

#### 〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) 安田議員の最後の御質問、役場の跡について町長がどんな構想を描いているのか、ぜひ知りたいということでございますが、私はこの場で申し述べることが、個人の思いなのか、町の意思なのかという非常にまた微妙なことにもなってまいります。できればまた、正式な形の中で話をしたいというふうに思いますけれども、現在の状況については、やはり移転計画をつくっておるときから言っておりますけれども、役場の庁舎移転とこの庁舎跡地をどうするかという、車の両輪と一緒で同時にやはり考えていく必要があるという思いの中で、現在も取り組んでいるところでございます。この議論を進めるに当たっては、やはり町民の皆様の積極的、あるいは主体的な参画のもとにこの利用計画を立案して実行していくことが重要であると私は思っております。

この垂井地区から役場がなくなるということは、非常に寂しいことではありますけれども、 逆に言えばこの垂井地区にとっては、これまでにないまちづくりの最高・最大のチャンスが来 たのではないかというふうに思っております。この機会を捉えて柔軟な発想と新たな知恵を集 約していく必要があると思っております。

そういった意味におきましては、これまでのいろんな事例にもあるように、行政側がある程度示して、それに対して検討していくというよりも、やはりまず、住民の方々の思いをいかに吸い上げていくかというところから始まるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

今年度、岐阜大学の垂井宿周辺地区コミュニティー形成支援業務というものを実行しておりまして、岐阜大学から学生を連れて出村教授が座長になりながら、さまざまな団体とガヤガヤ会議をやっております。その会議の内容によっては、非常に盛り上がった会議もあったというふうに聞いております。こうした外部の人材とも一緒になりながらアイデアを出し、創造しながら取り組んでいくことが必要かというふうに思っております。こういったガヤガヤ会議を通じまして議論を重ね、またこのことにおいて、まちづくりの担い手をつくっていく場にしていくという思いでございます。

今議会の冒頭で、タウンプロモーションの話がございましたけれども、まさにこの役場をどうしていくか情報発信していくには、行政側、そして住民側が共通の意識を持つことが大事でありますけれども、今ここで私というよりも行政がこうしたいという思いを出すことは、ある部分それに反するところも出てくるのではないかなあと。やはりこれをうまくミックスしながら、それぞれの思いを出し合いながら、そして一つのものをつくっていく、そういう姿勢が今は必要ではないかというふうに考えております。このことにおいて、住民の方の積極的な参加を望むところでございます。もし、安田議員に、町長はどう思っておるんや、聞いてこいと言われたら、じゃあ、あなたはどう思っていますかということを、まず聞いていただいて、その意見も一つの参考として取り上げる、そういった形のことをやっていくことが必要かと思って

おりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

〇議長(丹羽豊次君) 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番(安田 功君) 新庁舎の建設に当たりまして、私たちは幾つかよその市町を見学させていただいたわけでございますけれども、その折に、前の庁舎はどうなっておるんですかと私は聞くんですけど、幾つか御紹介しますと、駐車場にしていますというのがあります。それから、空き地ですというのもありましたし、それなりほってありますというのもありましたけど、あんまりうらやましい利用をされているところはなかったんですね。我が垂井町におきましては、ぜひ町民の方が喜ぶような利用をしてほしいものだと思います。

旧庁舎のこの周りの住民の方がおっしゃるには、新庁舎ばっかし盛り上がって、私んたのと ころはどうするんやのというようなお声でしたので、お伺いしたんですけれども、町長も行政 の長ではありますけれども、ぜひ個人の意見としてでもおしゃれな構想をぜひ持って語ってい ただきたいと思います。答弁は要りませんけど。

それからもう1つはアンダーパスですけれども、表示がふだんは電光掲示がありまして、走行注意でしたかにたしかなっていまして、その下に小さな看板がついていまして、表示が通行どめのときは信号が青でも通行どめとか書いてあるんですけれども、20センチの40センチぐらいの看板ですけれども、これは問題あると思うんですね。ふだん通りなれて、いつもここで信号待ちをする人は読む機会もあるんですけれども、たまたま知らん人が来て、そこが青信号で水がついておったときに普通は青信号見て突っ切りますわね。そのときにその小さい看板に書いてあることを読んで理解して、とまるかというのはなかなか難しいと思うんです。課長の答弁は前向きでしたので、期待していますけど、遮断機といってもどうしても物理的にとめてしまうような遮断機でなくても、何かふだんと違うぞというようなマーカーといいますか、縦のものが横になっているだけでも多分違うと思うんで、その辺御答弁があれば、課長に御答弁をいただきたいと思いますけれども、なければ結構です。要望になりますけど。

- ○議長(丹羽豊次君) 安田議員、再質問ですので、簡単に。
- **〇8番(安田 功君)** じゃあこれで終わります。
- 〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長(山口哲司君) 安田議員の再質問にお答えさせていただきます。

実際にあそこを青で通るとき、なかなか黄色の看板が少し見にくいとは思いますが、黄色い 回転灯がきりきり回っておりますので、何とかそれでとまっていただきたいなということでご ざいます。

それとまた、遮断機ですけど、今後検討をしていきたいと考えておりますが、エアで出てくるような感じの遮断機であれば、何とか今後調査・検討していきたいなあという考えでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

# 〇議長(丹羽豊次君) 5番 山田利夫君。

[5番 山田利夫君登壇]

**〇5番(山田利夫君)** 最終の質問ということで、ちょっと時間を頂戴いたしますけれども、どうかお許しいただきたいと存じます。

きょうは3点の通告をさせていただいております。

まず第1点は、水道料金の改定、これは見直しについて。

それから2つ目、小型無人航空機ドローンの導入について。

3つ目、表佐小学校グラウンドの排水対策について、通告をさせていただいております。

質問の要旨に入る前に、まず第1点目の水道料金の改定についてですが、さきに先輩議員が 質問されました内容と多少重複するところもあるかと存じますが、私は私なりで考慮いたしま すが、私たち住民の日常生活の大事なことでもあります。一般的にいわゆる公共料金でありま すので、もし重複があればお許しをいただきたいと存じます。

それから、同じく第1点目の中で、今回私が質問する要旨の中で、私どもの総務産業建設常任委員会で知り得た情報もあります。御存じない議員の方には大変申しわけございませんが、よろしく御理解をお願いしたいと存じます。

それから、3点目の小学校グラウンドの関係でございますが、これについても同僚議員が先ほど質問をされました。質問の要旨についてお話をしたいと存じますので、お許しをいただきたいと存じます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1点、水道料金の改定、見直しについてであります。

垂井町は濃尾平野の西北端に位置し、三方が山に囲まれて傾斜50分の1の古成層地帯で東西 9.1キロメートル、南北11.5キロメートル、面積57.09平方キロの町であります。

ここで、垂井町が水道事業に取り組んだころの沿革を少し見てみますと、昭和29年9月の町村合併時では、山に囲まれながら水の恩恵は極めて少なく、当時の町内の飲料水の76.8%が浅井戸、その他23.2%が地表水や流水を使用している状況でありました。しかも、年間を通じて約55%の家庭は水不足の状態でもあり、住民の福祉発展に大変大きな支障を来している一つになっておりました。

合併を機に、垂井・府中・平尾地区に簡易水道布設の計画を立てられましたが、県当局の指導によりまして、さらに宮代・表佐の地区を含めた総事業費9,000万円、計画給水人口1万2,000人を対象とした3カ年事業として昭和32年から上水道の布設に着手されました。昭和34年に一部給水開始がされ、水道使用料は一般家庭分について基本料金8立米、8トンで250円、1立米超過分については20円でありました。その後、垂井町の水道事業として区域の拡大を図られ、経過をしておりますが平成13年には変更認可を取得し、相川右岸地区の水道施設整備がされました。平成23年度に相川左岸地域水道施設整備計画書作成業務を実施し、現在この計画により、第1水源地水道施設の更新、相川左岸低区配水池の建設など、さらに関連の総・配水

管の整備が進められているのが現状です。私たち町民は、日常生活において欠かすことのできない飲み水、おいしい水を安心していただいており、大変感謝をいたしております。

ところで、さきの9月議会の常任委員会や全員協議会にて、執行部のほうから水道料金体系の検討についてとして、今年度実施をしております料金体系検討基礎資料作成業務、概要版でありますが、それの中間報告がされました。この業務では、給水人口・給水量推計値を基本とし、給水収益を設定されるものです。今後の水道事業計画には、相川左岸低区配水池の建設や地区内の施設整備が進められ、これらの事業費や既存資産の更新費用、償却資産の減価等を考慮した財政収支の基本を示そうとされております。これにより、将来的に財源不足や新たな財源の確保が必要となった場合、その方策として水道料金の改定を検討するというふうであります。料金の改定・検討については、現在の垂井町の料金体系を考慮し、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき改定後の料金案を検討するとしています。また、北部簡易水道、栗原簡易水道についても、将来の上水道への統合が見込まれることを視野に施設の更新を考慮し、料金改定を検討するとしています。

この報告の中で、平成26年4月1日時点における岐阜県内38事業体の水道料金が示され、垂井町は1カ月10トン使用時の水道料金は750円、1トン当たりですね。県内で3番目に安価な水準と報告されております。これは消費税が込まれた金額が750円であります。条例では、13ミリは690円となっております。したがって消費税を計算しますと750円ということになります。また、報告書で財政的見通しのまとめとして、現状の料金水準を維持した場合、上水道事業は平成37年ごろには内部留保資金がショートする結果となり、北部簡易水道で新たな更新事業を実施するには、一般会計からの繰り入れが必要とも報告されております。この中間報告では、上水道事業と簡易水道の水需要予測、財政収支の見通しがまとめられ、今後、料金体系等の見直しを検討し最終報告されるんだと思います。

今回の報告は中間報告でありますが、これまでに報告された内容については今後において覆ることはないと思いますが、そこで5点についてお尋ねをいたします。

まず1点、平成26年4月時点での県内事業体の水道料金で、高い事業体と低い事業体の料金をお知らせください。13ミリで結構であります。

また、超過料金について、垂井町は1トン当たり90円ですが、他の事業体での高い・低いの 状況をお知らせください。

第2点目、現在、第6次変更事業認可を受け、実施している相川左岸地域整備改良事業は、継続費12億円が設定され、平成28年度予算が5億5,000万円で事業執行をされております。平成29年度の事業費見込み額は6億5,000万円であります。第6次事業はこれで終了なのでしょうか。それとも、まだ残事業があるのですか。もしあれば事業内容と事業見込み額をお聞かせください。

3点目、今年度の起債発行額は4億1,900万円が予定されています。平成27年度末での未償還元金の総額は、決算書から見てみますと約21億2,000万円があります。この返済に内部留保

資金はどれぐらい充てられますか。

4つ目、さきの9月議会で1回目の中間報告、また今議会の総務産業建設常任委員会で2回目の中間報告があり、水道料金の改定、見直しに係る説明があり、今後の施設の更新需要や、予定している相川左岸地域の施設整備計画等に基づき投資した場合、平成30年に収益的収支で赤字になり、内部留保資金も平成37年には底をつくとの予想です。平成30年4月には料金改定を実施すると、前年の平成29年9月に条例改正が必要となります。平成30年に25%アップ、さらに平成43年に15%アップが見込まれていますが、この報告書の計画内容で事業や経費など見直されることはございませんか。現在、委託業務の中途でございますが、早急に見直し等の提案を願いたいと思います。

いわゆるこれは事実上の値上げとなります。住民に対して十分理解を得る必要があります。 どのように理解を求めていくのか。条例改正までの手段をお聞かせいただければと存じます。 下水道使用料についても、さきの先輩議員からも話がありました。水道使用量によって料金計算されておりまして、下水道に接続されている方はダブルパンチの値上げとなります。ここらあたりの御所見をお願いいたします。

5つ目、国における税制改正の一環で、消費に対する税金が課せられました。当時は新しい間接税と言われたが、つまり消費税です。1989年(平成元年)に3%、1997年(平成9年)は地方消費税と合わせた5%、2014年(平成26年)4月8%、また実施時期が延期されましたが、2019年(平成31年)10月以降にあっては10%と予定がされております。いずれにせよ私たちにとってはさらに大打撃となります。町長、ここらあたりの御見解をお聞かせください。

次に、大きい2点目でございます。

小型無人航空機(ドローン)の導入についてであります。

2015年4月、首相官邸にドローン(小型無人航空機)が落下した事件がありました。そのほか、記憶にある事件として、同年5月、御開帳が行われた長野市の善光寺境内にドローンが落下、また同年9月とことしの11月に世界遺産国宝姫路城の天守閣にドローンが衝突しました。 身近なところでは、ことしの4月に桜を撮影する目的で大垣城の桜まつり会場でドローンを飛ばし、お城に衝突させたという事件がありました。

このような事件・事故を捉えてみますと、ドローンは大変危険な飛行物体と思われがちですが、国や全国自治体で行政業務にたくさん活用する事例がふえてきています。

安倍首相が掲げている国家成長戦略の一つに、ドローンが含まれているのは御存じですよね。「日本再興戦略2016の概要」です。「名目GDP600兆円に向けた成長戦略プロジェクト10」の中で、「データ利活用プロジェクトの推進」として6項目に掲げられたその一つに「ドローン、3年以内のドローン配送実現への導入支援」と記述されております。

近年、注目を浴び始めたドローンですが、地方自治体がドローンを使った国際競争の強化及び経済活動の拠点にと掲げたのが、ドローン特区です。いわゆるドローンを積極的に活用しようとする地方自治体を指します。

ここで、地方創生特区でドローンに積極的な主な自治体を一部紹介します。

宮城県仙台市の防災特区のデモフライト、学習研究推進校の設置、図書配送。千葉県千葉市のドローン宅配、また徳島県那賀町の木材運搬のロープ掛け、高齢者への食糧配送等がなされ、特に那賀町は日本一ドローンが飛ぶ町にと宣言し、10月6日を「とくしまNAKAドローンの日」と定めた条例を制定されております。県内の美濃加茂市は、ことし9月にDJI JAPAN株式会社 —— いわゆる空撮機器の製造販売をされている会社でございますが —— とドローンの活用に向けての締結がされております。また、愛知県豊田市は、7月に豊田市ドローン飛行隊を結成され、消防部門も含めた行政と住民が加わった中で、地域防災等幅広い行政運営に活用していくとされております。このほか、県レベルでは、愛知県、静岡県、広島県、高知県、また茨城県のつくば市などが特区取得に向けて動き出しをしているようでございます。

ドローンを飛ばすための免許は存在しないそうです。しかし、ドローン検定は存在するそうです。また、自治体においては、このドローンを利用に即した規制措置を講ずることは必要だと思われます。いわゆる条例等の措置です。

いずれにしましても、ドローンは幅広い可能性を持っています。当町においても、災害対策 のみならず将来の垂井町の安全・安心なまちづくりを構築するために、ぜひ早急にドローンの 導入を提案いたしますが、この点についてお尋ねをいたします。

次の点、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点、ドローンにはどのような利用方法や利用効果があるのか調査されたことはあると 思いますが、その中で特に取り組んでみたいと思われる業務があればお聞かせください。

2点目、国においては、ドローン特区の活用を促していますが、垂井町地域防災計画の中に、 ドローン導入に係る事項を組み入れてはいかがでしょうか。

3点目、ことしは熊本地震、鳥取地震、また先月の福島沖地震や異常なほどの台風の襲来、また予期せぬ竜巻など、日本全国で頻繁に大きな自然災害が発生しました。さらにはいつ来るかとも懸念される東南海地震などとても不安であります。

安全・安心なまちづくりを構築するため、ドローンを導入することについての町長の見解を お聞かせください。

次、大きな3点目であります。

表佐小学校グラウンドの排水対策でございます。

冒頭にも申し上げました、私は私なりの質問要旨をお聞きいただければと存じます。

教育関係の予算を毎年計上されるについては、それぞれの施設管理者からの要望を取りまとめ、教育委員会として予算要求をされていると思います。特にハード関係の予算にあっては、 教育委員会事務局が出向いて聞き取りや施設状況を調査し、予算計上されているのだと思います。

表佐小学校のグラウンドを調査されたことはございますか。学校側からグラウンドの雨水等 の排水対策についての整備要望はなかったでしょうか。 表佐小グラウンドの現状は、雨が降った翌日、晴れて風が吹いていても水たまりがあちこちに見られ、とても使用できる状況ではありません。少なからず授業に支障を来しているようです。雨降りといっても降りぐあいにもよります。これはよく承知しております。また、学校のグラウンドは、学校での使用のみならず、スポーツ少年団や地域の各種団体も利用させていただいております。それぞれが事業を計画し、いざ本番としても肝心な会場が利用できない状況では、事業を中止しなければならないこともあります。

先ほども申しましたが、同僚議員がこれについて質問されました。答弁として、暗渠排水は 困難であります。表土を入れる方法で転圧等で固定すべきと答弁がございました。次年度にお いて調査はぜひ実施をしていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

以上でございます。よろしく御答弁のほうお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

**〇上下水道課長(町田正博君)** それでは、私から山田議員の第1点目の質問のうち1つ目、まずは県内事業体の水道料金の状況についてでございます。

平成26年4月時点、県内の県水を利用したり簡易水道だけの事業体を除きまして、自己水の上水道で事業を行っている県内の事業体で、高い事業体と低い事業体の料金、口径13ミリ、1カ月、10立方を使用したといたしまして、消費税込みの、まず基本料金で比較をいたしますと、高いところで2,192円、低いところで681円となっております。垂井町はちなみに税込み750円でございます。このケースでは、当町は27の事業体のうち、低いほうから3番目となります。

超過料金につきましては、10立方まで基本料金に含める事業体や、含めない事業体、超過水量区分の設定がまちまちで一概には言えませんが、超過料金としての扱いで初期水量区分の料金をお知らせします。まず、口径13ミリ1カ月の使用、消費税抜きでございます。高いところで水量11立方から20立方までで203円、低いところで1立方から20立方まで5円となっております。ただし、この5円の事業体の場合、21立方からそれ以上は154円となります。垂井町は水量が11立方から110立方という区画で90円となっております。

次に2つ目、第6次変更事業は、これで終了するのかということについてでございますが、 初めに現在整備を進めております相川左岸地域施設改良事業につきまして、今年度から2カ年 で水源地の建てかえ工事等を実施、平成29年度末に稼働を目指しているところです。平成30年 度以降の残事業といたしましては、水源地内の非常用自家発電装置の設置、2つ目の配水池の 建設、水源地内の既存施設の管理棟や配水池の撤去工事等で、事業費といたしまして約3億 8,000万円を見込んでおります。

次に、平成13年度から相川右岸地域を中心に整備を進めてまいりました第6次変更事業の残事業につきまして、まず表佐圦之宮地内にあります第2水源地の非常用自家発電装置の設置で、こちらが主なものでございまして、事業費で概算1億円を見込んでおります。

第6次変更事業につきましては、右岸地域全域の自然流下方式による供給が完了し、停電等

による断水の影響が解消され、事業目的をほぼ達成したと考えております。したがいまして、第2水源地のほうに日平均3,000立米の水を送っております第1水源地の老朽化が著しいということで、自家発電装置の設置は先送りいたしまして、現在、第1水源地の更新に着手しているところでございます。

次に3点目、企業債償還への内部留保資金の充当でございますが、内部留保資金は水道料金 を収入といたします収益的収支の果実から発生し、主に施設整備の費用や、これまで行った施 設整備のための借り入れました企業債の返済の財源となっております。

今後の財政収支につきましては、人口減少による給水収益の減少により赤字に転じ、将来的 に資金確保が困難になる見通しとなっております。したがいまして、償還金の充当額も年々減 少する見込みでございます。ちなみに平成27年度決算でございますが、資本的支出の企業債償 還金へは約5,500万円を補填いたしました。この5,500万円の主な内訳ですが、水道加入金で 463万円、留保資金につきましは5,037万円を充てております。

次に4点目ですが、先日、総務産業建設委員会で御報告いたしました料金水準の改定案、先ほどもございました30年度に25%、平成43年度に15%という数字は、これも人口減少や一人一日使用水量等の水需要減少を見込んだ財政収支見通しによる推計結果でございます。料金体系の改定は、まだ検討段階でございます。実施時期は現在のところ、平成30年4月を目標に考えております。水道事業会計は、今日まで独立採算制により水道料金等の自己財源で事業を展開してまいりました。しかし、人口減少や超高齢化、節水意識の向上などによる使用水量等の水需要が減少傾向に至り、給水収益が減少しております。

一方、施設や管の耐震化などの災害対策、老朽化に伴う施設改良、管や設備の更新事業など、安心・安全な水道水の供給のため、必要な設備投資を継続的に行う必要がございます。将来にわたって安定的な事業運営を継続しなければなりません。これまでも、業務委託の推進、人件費など経常経費の削減などに努めてまいりました。しかしながら、今後も水需要の増加が見込めない中で必要な施設整備投資を行い、企業債を返済していくには、収入であるやはり水道料金の改定をお願いするのが大きな見直しの柱となっております。

改訂に至るまでにつきましては、水道事業の現状や将来の財政見通しなどについての、まず 住民説明会を開催させていただき、引き続き議会からも御意見をいただき、また事業用の利用 者に対しても説明をさせていただきます。もちろん、広報やホームページでのお知らせ、改定 案に対するパブリックコメントも実施する考えでございます。その後、改定が決まりました場 合には、お客様全戸に個別に通知させていただくことはもちろんのこと、やはり広報、ホーム ページ等でも随時周知させていただくことを考えております。

水道料金の改定によりまして、水道料金と下水道使用料が合わせますと負担が増加をするということでございますが、やはり下水道使用料につきましては、整備率55%ほどで今後も事業を展開していかざるを得ません。したがいまして、当面料金改定は考えておりません。

いずれにしましても、安心・安全な水道水の供給のため、将来にわたりまして安定的な健全

な事業運営の継続のために御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 私のほうからは、水道料金の値上げということにつきまして御了解をといいますか、そのことについての思いということでお話をさせていただけたらというふうに思います。

議員、最後に消費税も上がるということでございますけれども、消費税も3%、5%、そして8%に上がる直前になりまして、平成29年4月に2年半先延ばしということで、平成31年の10月までこの8%が先送りされたわけでございますが、消費税に関していいますと、これは国税の部分もございますが、地方消費税の部分もございまして、今回先送りされたことによりまして、やはり町の財政状況にも影響が出ておりまして、各自治体、地方財政計画、地財計画において、ちょっと苦労しておるところも実際にはあるところでございます。国において上がった財源はやはり交付税という形で各自治体にもバックされるところもあって、そういった財源確保という部分では非常に苦しい状況が続いておるのも一つにはございます。

しかし、各家庭にとりましては、当然にその出費がふえるということによりまして、これによって消費が底冷えするのではないかという心配もありますけれども、これを何とか解消すべく景気の浮揚といいますか、そういうことに今政府としては取り組んでおるところでございます。

今回、この水道料を上げるということにつきましては、今までも資料等でお示しをしましたように、やはり内部留保が底をついていく。そして今までに6次拡張ほぼ終わりまして、今、相川左岸系の自然流下方式に取り組んでおります。この左岸系が完了しますと、垂井町の今の上水道区域が全て自然流下という形になりまして、災害時にもある程度断水なしに安定した供給ができる、そしてまた第1水源と第2水源を結ぶという形の中で、さらにどちらかで大きな被害が起こっても安定してできるという状況をつくろうという形でございます。

これには当然、莫大な費用がかかるわけでございまして、これをやはり受益者である皆さん 方に何とか御理解を賜って値上げをしていきたいというのが今回の思いでございます。当然に 大きな個人消費の負担を強いるわけでございますので、この説明は丁寧にしっかりとしていき たいと思います。各地域での説明会、そしていろんな媒体を使っての情報開示、そして議会と の意見交換、そういったものを通じてしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、何 とぞ御理解を賜りたいと思います。料金を値上げするということは、大変苦しい判断ではござ いますけれども、やはり水を安心して安定的に供給するためにはやむを得ない仕儀というふう に考えております。ここら辺をしっかりとまた説明をさせていただきたいと思いますので、何 とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 企画調整課長 栗本純治君。

# [企画調整課長 栗本純治君登壇]

**〇企画調整課長(栗本純治君)** 私のほうからは山田議員から小型無人航空機(ドローン)の導入について、3点の御質問がございました。それぞれ答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、ドローンにはどのような利用方法や利用効果があるのか調査されたことがありますかという点。また、その中で特に取り組んでみたいという利用業務があればということをお聞きでございますけれども、ドローンと聞いてまず頭に浮かびますのは、災害現場やインフラの維持管理、測量や農林水産業などへの活用や市町村PR映像の作成における活用であります。

また、徳島県那賀町のようにドローン自体がまちづくりに生かすような取り組みがありまして、空の産業革命と言われるように、今後大きな可能性を秘めていることは議員もおっしゃる とおり、我々も認識をしているところでございます。

特に、地震を主とした災害発生時における被害状況の把握や捜索、救助におけるドローンの活用については、現場への交通網が寸断されることが想定される中で有効な手段であると考えておりますので、検討していきたいと考えております。

次に、垂井町地域防災計画の中にドローン導入に係ります事項を組み入れてはどうかという 御質問でございますが、先ほど申しましたとおり、災害現場におけますドローンの活用につい ては、有効な手段と考えておりますので、今後、垂井町地域防災計画の改定の際には、被災現 場の状況把握や被災住民の捜索・救助などにドローンを導入することについての検討をさせて いただきたいと思っております。

最後でございます。安全・安心なまちづくりの構築をするため、ドローンを導入することについてということでございますが、国もバックアップをしているのを見ましても、ドローンの有効性については十分認められている反面、報道されているようにドローンに関する重大な事件や事故が発生していることを勘案したときに、ドローンを導入する際、操作をする者の教育をどうしていくのか、どのように活動中の安全を確保していくのかが大きな課題となってきます。事実、国土交通省においても、無人航空機の安全な飛行のためのガイドラインが作成され、安全飛行の注意喚起を促すとともに、ふれあい垂井ピア開催時においても、警察からの指導によりドローンの使用禁止をパンフレットに掲載するなど、安全上の配慮が必要となってきています。

また、議員がお話しいただきました美濃加茂市や豊田市の例を見ても、まずは提携した民間 企業からドローンの提供を受け活用するなど、まだまだ自治体が独自でドローンを導入した例 は少ないと思います。

今後、導入した際にどのように活用していくのか、災害発生時に使用する際にしても、操縦 する者を確保できるのかといった課題が考えられる反面、有効性や可能性についても認識をし ているところでありますので、国の施策や周辺自治体の動向も踏まえながら前向きに検討をさ せていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 教育次長 桐山浩治君。

[教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇]

○教育次長兼学校教育課長(桐山浩治君) 山田議員の第3点目の表佐小学校グラウンドの排水 対策についてお答えをさせていただきます。

学校施設整備につきましては、毎年、町内各校から修繕等の要望をお聞きしております。その後、現地調査を行いながら優先順位をつけた上で予算要求をしております。

表佐小学校へは今年度も複数回訪問し、施設等の点検もさせていただいております。今回、 表佐小学校からグラウンドの排水にかかわる要望は特に伺っておりませんでした。学校からの 強い要望はないものと捉え、来年度の予算要求には計上してございません。

今回、議員から御指摘をいただきましたので、今後、特に降雨時の各学校の排水状況を調査 する中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申 し上げます。

○議長(丹羽豊次君) 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番(山田利夫君) 御答弁ありがとうございました。

1に再質問をさせていただきます。

まず、逆から行きますが、表佐小学校のグラウンドであります。

今年度、表佐小学校からの要望はなかったということでありますが、これについては町長さんも教育長さんも御足労いただいた仲よし集い、親子の集いがあったと思いますが、あのときに、お二人はちょっとおくれられたんですけれども、私ども地域の者が校長室に入りまして、そこである方から、議員、あなたは元職員だから町の味方をしておるんか、というふうに実は言われました。大変残念なことで一生懸命やっているつもりですけれども、それで、ことしのいろんな表佐地域の事業を見ていただいても、実は雨天とかグラウンドコンディションの不良によって中止した事業がかなりたくさんあります。したがいまして、今申されましたが、学校長はいみじくも要望はされなかったのはわかります、私としても。そこらあたり含んでいただいて、降雨時には、ぜひ調査をしていただきたいと存じます。もちろん東小学校のほうもお願いします。

それから、逆になりましたがドローンの関係でございます。

大変前向きな回答をいただきまして、なるべく早急にお願いをしたいと存じますが、特に町のみならず垂井町と関ケ原町には不破消防組合という組合がございまして、ここらあたりの消防業務につきましても、導入をひとつお願いできればというふうに思いますが、これはお聞きいただくだけで結構でございます。

それから、第1点の水道料金の関係でございます。

上下水道課長、きょうは本当に大変御苦労さまです。いろいろと答弁大変だったと思いますが、特に一番最後に嫌らしい質問をさせていただきまして大変恐縮でございますが、いわゆる

水道料金の値上げというのはわかります。わかりますが、料金値上げありきでの答弁なんですよね。これはやっぱりちょっとだめなんですよ。いみじくも先輩議員も言われましたし、いろいろ今度、全協でこれを第2回目出されるんですか、多分意見が出てくると思いますけれども、本当にこれは水道料金を値上げします。29年9月に条例を改正します。平成30年に料金を値上げして皆さんから徴収しますというふうにもう組み立てられているんです。これはやっぱり少し考え直してほしいと思います。

先ほどからも答弁がありましたが、最終的には上下水道課長は企業債の償還が非常に膨らんでおる、私先ほど数字を言いましたけれども、とても大変な数字なんですよ。内部留保資金で5,500万円が平成27年度使われましたけれども、内部留保資金、決算から見まして、総額では1億7,600万円なんですね、27年度決算で。そこから5,500万円を使われるんですけれども、ただそれで減額をしていくということではないんです、内部留保資金は。これは非常に複雑な計算があります。いわゆる減価償却など実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金、これを内部留保資金というんです。このお金は、財源として整備された施設の費用が翌年から減価償却として費用に計上をされます。それが内部留保資金として積み立てをされてくるのであります。そこから支払いをしていく。だから会計にはわかんないんですよ。

しかし、私ども大変決算のことを言って、平成27年度の決算、私の所管の総務産建委員会で審査をして、このまま今また復活をして大変恐縮なんですけれども、要は決算時期における損益の勘定留保資金の金額の把握をやっぱりしっかりとしていきたいと思っておりますので、内部留保資金の取り扱い、これは最終的には収入から支出を差し引いたマイナスについては内部留保資金で補填したという1行で終わらずに、少し説明を入れていただきたいというふうに思います。これは次年度のまた決算でお願いをしたいと思います。

町長さん、住民への説明、これはなかなか大変だと思いますが、先ほども申されましたが、まだ配水池、もう1基やるんですか。非常停電装置もまたやるんですね。ここらあたりもう少し年度の見直しをかけるとかいうのを一つないのか、ここらあたりもう1回お願いをしたいと思います。

このままいきますと、この御存じない議員の方には申しわけないんですが、この中間報告の第2回目、1番最後のページで非常にいろいろと書いてありますが、ケース1からケース云々というのがあるんですけれども、これは何か非常に、何ていいますか数字のごまかしなんですよね。だからもう一回、やはり皆さん受益者から公共料金をいただこうとするんであれば、もっと理解を得られるような説明資料、説明会、大変恐縮ですが温泉説明会でも各地域にもありましたですよね。せめてこれぐらいは必要かなと思いますが、御答弁をお願いします。

〇議長(丹羽豊次君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。 最終的には水道料金のことについてのみという形になると思いますけれども、決して、あり きで料金をつくってきたというわけではなくて、やはり6次拡張事業、そして今の産建の事業、こういったものが東日本大震災が起こる前から災害に強いという部分、私からというか、やはりそういったものにずうっと取り組んできた経緯がございます。そうした中で、やはり安定的に、そして強い水道供給体制をつくっていくにはどうしたらいいかというような形の中で、こうした事業を進めてきたところでございます。

したがいまして、ずうっと今まで安かったから上げてもいいだろうとか、決してそういうことではなくて、やはり必要的にかかったものに対して、あるいはこれからかかるものに対して、どういうふうに応分の負担をしていただくか、これはやはりある部分、将来にわたってのみんなで支えていく水道事業であるという思いでございますので、現在だけの話ではない、将来にわたっての話ということもしっかりとお伝えしていかなければいけないと思っております。

また、資料の出し方等につきましては、先ほどもお話をしたとおり、今後もまたしっかりともう一回検証し直していきます。最後にパターンを出していったのはあくまで比較するといいますか、こういうことも考えられるというような形のパターンを出しておる状況でございますので、決してそのありきで、もうこれは決まっているんだということではなくて、想定をした場合にこうなるというものを出したという程度でございますので、御理解賜りたいと思いますが、資料の作成につきましては、先ほど後藤議員のときにもお話をしましたように、しっかりとしたものをもう一回持って住民の方に説明に回っていきたいというふうに思っております。あくまで住民の方の理解を得ることが第一だと思っております。

私になりまして、いろんな値上げをさせていただいておることもございまして、ごみ袋の有料化の話でありますとか、ああいうのも結構たくさん回らせていただきましたし、さまざまな形の中で回らせておっていただきますけれども、この料金につきましてもしっかりとした説明を今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

なお、1点だけさっき言い忘れたんですが、下水道料金も上がってダブルパンチというような表現がございましたけれども、下水道料金は量に対して計算されますので、水道料金は上がりますけど、下水道料金については上がることはございませんので、量についてでございます。よろしくお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長(桐山浩治君) 山田議員の再質問の表佐小学校グラウンドの排水対策についてお答えをいたします。

先ほども御答弁申し上げましたように、排水対策につきましては、降雨時における調査を来 年度実施しながら、その対策を講じていこうといったことでございます。

昨日も、おとつい雨が降りまして、昨日少し昼ぐらいに雨が小やみになっておりましたので、 小学校のグラウンドも見に行きました。確かに表佐小学校は、ほかの学校と比べて少し校庭の 真ん中付近に水たまりが多く、排水が悪いかなというふうに思ったところでございます。これ らを何とか良好な状態に持っていけるように調査していきたいと考えておりますので、よろし く御理解いただきたいと思います。

O議長(丹羽豊次君) これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。 午後4時09分 散会 上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

### 平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 広 瀬 隆 博